

令和5年 第3回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 5年 9月 5日 開会

令和 5年 9月15日 閉会

大 樹 町 議 会

令和5年第3回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月5日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 3号 令和4年度健全化判断比率について
- 第 7 報告第 4号 令和4年度資金不足比率について
- 第 8 議案第 42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 9 議案第 43号 令和5年度大樹町一般会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第 44号 令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について
- 第11 議案第 45号 令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第 46号 令和5年度大樹町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第 47号 令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第14 認定第 1号 令和4年度大樹町一般会計決算認定について
- 第15 認定第 2号 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第16 認定第 3号 令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第17 認定第 4号 令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第18 認定第 5号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第19 認定第 6号 令和4年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第20 認定第 7号 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第21 認定第 8号 令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定について
- 第22 監査委員審査意見書
- 第23 決算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

1番 播間章浩 2番 寺嶋誠一 3番 辻本正雄

4番 吉岡 信弘	5番 西山 弘志	6番 船戸 健二
7番 杉森 俊行	8番 西田 輝樹	9番 安田 清之
10番 志民 和義	11番 菅 敏範	12番 齊藤 徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒川 豊
副 町 長	松木 義行
総務課 参事	杉山 佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢 巖則
企画商工課参事	菅 浩也
住 民 課 長	水津 孝一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清原 勝利
保健福祉課参事	瀬尾 さとみ
保健福祉課参事	明日見 由香
農林水産課長兼町営牧場長	松久 琢磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純一
会計管理者兼出納課長	楠本 正樹
町立病院事務長	下山 路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧田 護

<教育委員会>

教 育 長	沼田 拓己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井上 博樹
社会教育課長兼図書館長	梅津 雄二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀内 和夫
農業委員会事務局長	瀬尾 裕信

<監査委員>

代表監査委員	北林 博美
--------	-------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
係 長

佐 藤 弘 康
木 田 悟 史

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

2番 寺嶋誠一君

3番 辻本正雄君

4番 吉岡信弘君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会の報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会の報告を行います。

去る8月28日、午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので報告を申し上げます。

本定例会への提出事件は、報告2件、規約の変更1件、補正予算5件、決算認定8件、一般質問は7議員、11項目であります。

これらの状況を考慮し、検討した結果、会期については、本日9月5日から9月15日までの11日間とし、日程はお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしくお願いを申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月15日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日9月5日から9月15日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より、報告させます。

佐藤事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、6月6日開会の第2回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法の規定に基づきまして、6月、7月、8月の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和5年第2回十勝圏複合事務組合議会臨時会、令和5年第2回とかち広域消防事務組合議会臨時会が6月29日、帯広市において開催され、議長が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会を2回、経済常任委員会を3回、広報広聴常任委員会を2回、議会運営委員会につきましては1回開催してございます。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上、諸般につきましての報告を終了させていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

それでは、令和5年6月6日開催の第2回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の令和5年度大樹町表彰式につきましては、大樹町表彰条例に基づく被表彰者の推薦を受け、8月31日に、大樹町名誉町民等審査委員会を開催し、記載のとおり、決定をいただいております。

2番目の大樹町民葬の実施につきましては、町の発展に大きな功績のあった元大樹町議会議長伊藤時春殿の逝去に伴い、6月8日に福祉センターにおいて、有限会社伊藤漁業部と合同で町民葬を執り行い、町内外から多くの方に参列をいただいております。

3番目の町長と語る会の開催につきましては、6月12日にまちづくりラボの方々と、まちづくりについて懇談を行っております。

4番目のたいき未来共創会議の開催につきましては、7月27日に福祉センターで第1回目の会議を開催しております。

5番目の協定の締結につきましては、まちづくりや災害発生時の支援などを目的として、一般社団法人日本ムービングハウス協会、東洋株式会社、佐川急便株式会社の3件の包括連携協定を記載のとおり締結しております。

6番目の航空宇宙関係につきましては、6月26日と27日に、中央省庁や関係機関へ町長就任に伴う挨拶回りを議長とともに行っております。

また、今年も7月8日から7月27日まで、JAXA大気球実験グループによる実験が行われるなど、各種実験が行われております。

7番目の委員の委嘱につきましては、大樹町障がい保健福祉計画の策定委員、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員、第6期大樹町総合計画策定審議会委員、大樹町都市計画審議会委員の委員を委嘱させていただいております。

8番目の農作物の生育状況につきましては、9月1日時点で、畑作物、飼料作物とも順調に推移しております。

9番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札等により、工事請負契約21件、業務委託契約10件、物品購入契約6件、財産売払い処分2件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

10番目の地域おこし協力隊の任用につきましては、7月1日より民間研修派遣型として宇宙のまちづくり推進員1名を任用したほか、計2名を新たに任用しております。

11番目の人事関係、12番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通し願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1、優秀選手派遣についてであります。

(1) 第41回北海道小学生陸上大会が7月17日苫小牧市で開催され、大樹小学校6年生柚原光莉さんと引率者を派遣しております。

(2) 第54回北海道中学校陸上大会が7月25日から釧路市で開催され、大樹中学校3年生松本翔太さんと引率者を派遣しております。

(3) 2023ロバパンカップ・第55回全道U12サッカー大会が7月29日から札幌市で開催され、幕別札内FC REDに所属している大樹小学校6年生上野蒼太さんと引率者を派遣しております。

結果につきましては、それぞれの記載のとおりでございます。

2、英語指導助手の契約更新についてであります。ノーラン・ボロゾーニ・ロバート氏とキアンティ・ウンキー・アンディーラ氏との契約を更新いたしました。契約期間につきましては、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間でございます。

3、相馬市子ども親善使節団を8月4日から1泊2日の日程で、4の銀河連邦子ども留学交流を8月8日から2泊3日の日程で、5、吉岡町子ども交流を8月20日から3泊4日の日程で、それぞれの記載のとおりに入力しております。

6、教育委員会の人事関係についてであります。6月30日付で退職者の発令、7月1日付で4名の分掌替者の人事異動を発令、同日付で2名の出向の発令をしております。

7、その他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

穀内農業委員会会長。

○穀内農業委員会会長

続きまして、農業委員会行政報告を申し上げます。

報告の内容は、大樹町農業委員会会長及び会長職務代理者の選任についての1件であります。

農業委員会の改選に伴い、令和5年7月20日に開催されました第1回大樹町農業委員会総会におきまして、次のとおり会長及び会長職務代理者が決定いたしましたのでご報告申し上げます。

会長に私、穀内和夫が、会長職務代理者には太田福司さんが選任されました。任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となっております。

以上で農業委員会行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑ありませんか。

船戸健二君。

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

船戸健二君。

○船戸健二議員

今回、奨励賞を受賞されている7名の児童・生徒についてお聞きします。

今回受賞された児童・生徒の皆さんと保護者の皆さんは、この大会に参加するための旅費や宿泊費については助成されているのかどうか内訳をお伺いします。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長兼学校給食センター所長

今回、奨励賞を受賞されます方々の児童・生徒の部分については、空手の方については基準に合致していないということで助成はしてございませんが、それ以外の方については旅費等の助成をしているところでございます。以上でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

空手の対象外になった理由についてお伺いします。

○議 長

梅津社会教育課長。

○梅津社会教育課長兼図書館長

規定では、予選等が行われたものに関してということになっておりますので、今回につきましては、予選がなかったということを聞いておりまして、それに基づいて支給しなかったとさせていただいております。以上です。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

大樹町のスポーツ大会の参加の助成金の交付要綱で予選がなかったため、また、トーナメントとかそういうものでなかったため支給されなかったということですが、大樹町そして十勝、北海道を代表する選手として参加しております。交付要綱の見直しが今後必要で

はないかと思うので、町長にお伺いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

受賞者に関する旅費の助成等についてでございますが、いろいろな大会が今、多岐にわたってございますので、大会の開催、主催者を含めた開催規模や要項、そういったものを精査しながら、時代に合った形の助成ということで、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

教育委員会の行政報告の中の、7、その他の会議出席等で伺いたいと思います。

7月5日、6日、7日、大樹高校の宣伝のための中学校訪問で、ここに記載の中札内中、更別中央中、忠類中、大樹中、糠内中と訪問しているのですが、訪問したメンバー、それからこれ以外の学校について今後訪問があるのかどうか伺いたいと思います。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

7月5日から7日にかけて行いました中学校訪問についてでございます。訪問したメンバーでございますが、大樹高校の福本校長先生と私2名で訪問をしております。

そして、訪問した中学校以外の今後の訪問予定はということについてでございますが、帯広の学校又は近隣の学校につきましては出来上がりましたパンフレット等を送付しまして資料を提供させていただいているところでございます。この後、そういった地区から要請があれば訪問に出向きたいと思っておりますが、今のところ予定はございません。以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、帯広市等を含めた残りの学校はパンフレットの送付で終わると。相手から要望があれば行くということなのですが、以前からの議論の中で積極的に広げていきたいということがあったのですが、例えば、帯広のこちらに近い第七中とか、そういうところは今回は対象外ということの理解なのですか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

昨年度は七中も訪問はしてございました。ただ、その折に、校長先生それから進路担当の先生とお話した中で、実際に通うとなれば、やはり下宿等の施設がなければ、なかなか受験という形には結びつかないというお話がございましたので、今年度については学校の概要についてパンフレットをお送りして、まずは紹介をし、個別にニーズがあれば今後対応していくという形で電話では連絡をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日6日、正午までといたします。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号及び日程第7 報告第4号

○議 長

日程第6 報告第3号令和4年度健全化判断比率について及び日程第7 報告第4号令和4年度資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告の内容の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま一括議題とされました報告第3号令和4年度健全化判断比率について及び報告第4号令和4年度資金不足比率について、内容のご説明を申し上げます。

最初に、報告第3号令和4年度健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算数値に基づき各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないとされております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目となっております。

まず、実質赤字比率は、一般会計が黒字であることから算定されません。連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び4特別会計が黒字であること、病院、水道及び下水道事業会計における資金不足が発生していないことから、算定されません。実質公債費比率は、前年比、増減なしの9.5%、将来負担比率は、前年度比9.8ポイントマイナスの17.4%と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

次に、報告第4号令和4年度資金不足比率についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1

項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

この比率の算定対象は公営企業であり、本町においては、水道、病院及び下水道事業が対象となりますが、3事業会計とも資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は算定されません。

健全化判断比率と資金不足比率の内容につきましては、去る8月3日、監査委員への説明と内容の審査をお願いし、8月21日に意見書をいただきましたので、これを付してご報告を申し上げます。

○議 長

これをもって、報告内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号及び報告第4号を終了いたします。

◎日程第8 議案第42号

○議 長

日程第8 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

議案第42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

一部事務組合における構成団体の加入や共同処理する事務、規約を変更する場合は、地方自治法の規定により、構成する地方公共団体等の協議により、これを定め、知事又は総務大臣の許可を受けることとされております。今回、当町が加入している北海道市町村職員退職手当組合において、後志管内ニセコ町をはじめとして16町村で構成する後志広域連合から加入の申入れがあり、新たに構成団体に加えるためにご協議をいただくものです。つきましては、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第43号

○議 長

日程第9 議案第43号令和5年度大樹町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第43号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町一般会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ9,058万4,000円の追加と債務負担行為の追加をそれぞれお願いするものでございます。

内容につきましては、副町長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

松木副町長。

○松木副町長

議案第43号令和5年度大樹町一般会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,058万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億3,885万5,000円とするとともに、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

内容につきまして、資料でご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。

なお、財源内訳につきましては、特定財源のあるもののみご説明申し上げますので、ご了承ください。

初めに総務費、全体で3,421万8,000円の増。

企画費、企画調整推進事業、報酬から負担金、補助及び交付金まで412万2,000円の増。特定財源はその他、雇用保険料本人負担金で2万円でございます。官民連携によります地域協創推進するため、地域プロジェクトマネージャー1名を新たに任用するものでございます。

都市間交流推進事業、寄附金で100万円の増。7月の大雨により、住宅や農作物に大きな被害を受けました銀河連邦共和国の加盟自治体でございます秋田県能代市への見舞金となっております。

大樹町地域おこし協力隊設置事業、旅費から負担金、補助及び交付金まで130万円の増。今年度、新たに任用いたしました地域おこし協力隊員の活動費用等の予算をお願いするものでございます。

続きまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業、負担金、補助及び交付金で2,264万7,000円の増。特定財源は国道支出金。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1,079万円を計上いたします。電力・ガス・食料品等の価格高騰対策として、大樹町といたしまして、水道の基本料金3か月分の免除に要する水道事業会計の減収分の補填と井戸水利用者に対する家事用区分の基本料金相当額の補助を行うための予算でございます。

続きまして、電子計算費、電算システム整備事業、委託料で286万5,000円の増。来年度からスタートいたします森林環境税の賦課徴収につきましては、個人住民税均等割の枠組みにより市町村が行うこととなりますので、住民税システムを改修するための経費でございます。

次に航空宇宙推進費、宇宙のまちづくり推進事業、需用費で15万4,000円の増。特定財源はその他、航空宇宙関連ビジネス推進基金からの繰入金で、帯広尾自動車道の忠類大樹インター入り口交差点の大型案内看板の案内表示の一部変更に必要な経費でございます。

5ページをお開きください。

賦課徴収費、町税還付金、償還金、利子及び割引料で213万円の増。町税還付金の不足が見込まれることによる追加でございます。

続きまして、民生費、全体で1,457万3,000円の増。

老人福祉総務費、介護老人福祉対策事業、繰出金で5万円の増。財源につきましては、全額が国道支出金。低所得者介護保険料軽減負担金で前年度の介護保険事業の精算に伴います事業会計への繰出金でございます。

心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、償還金、利子及び割引料で1,400万1,000

0円の増。特定財源の国道支出金3,000円につきましては、障害者自立支援給付費負担金で、障害者自立支援医療費や給付費等の前年度実績確定に伴い精算を行うものでございます。

続きまして、児童福祉施設費、児童保育一般経費、償還金、利子及び割引料で52万2,000円の増。保育所運営費負担金、子ども・子育て支援交付金等の前年度実績の確定に伴いまして精算を行うものでございます。

続きまして衛生費、予防費、新型コロナウイルス対策事業、報酬から委託料まで514万9,000円の増。財源は全て国道支出金。新型コロナウイルスワクチン接種とその事務費に対する補助金で、令和5年度の秋接種は2,100件分の予算として計上してございます。

次に5ページから6ページにかけまして、農林水産業費、全体で2,112万4,000円の増。農業振興費、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業、負担金、補助及び交付金で1,470万9,000円の増。財源は全額が国道支出金。持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金で畑作産地におきます病害の抑制と生産拡大の両立、労働負担の軽減などの取組を支援する事業であります。JA大樹町の生産者の事業計画に対する補助内示がありましたので予算措置を行うものでございます。経営継承・発展支援事業、負担金、補助及び交付金で100万円の増。特定財源は国道支出金。経営継承・発展支援事業補助金50万円でございます。生産者の機械導入計画に対する補助内示がありましたので予算措置を行うものでございます。

6ページに移りまして、牧場管理費、牧場管理運営費、工事請負費で379万3,000円の増。今年から指定管理に移行しております晩成牧場ですが、第2監視舎への電源供給のための電線がかなり以前の荒天で断裂し、復旧には電柱の建て替えを含め、多額の経費を要すると見積りがありましたので、発電機により対応したいと考えるものでございます。

続きまして、林業振興費、有害鳥獣駆除事業、報償費で115万円の増。有害鳥獣の駆除頭数が当初の計画を上回り、駆除報償費の不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

町有林費、野ねずみ駆除事業、需用費と負担金、補助及び交付金で47万2,000円の増。特定財源は造林関係の道補助金で28万3,000円の計上でございます。野ねずみ駆除のための薬剤費やヘリコプター使用料などの値上がりにより予算の不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

続きまして、商工費、全体で192万3,000円の増。商工振興費、商工業振興対策事業、負担金、補助及び交付金で80万円の減となっております。プレミアム商品券事業の執行見込みにより330万円を減額するほか、燃油価格の高騰によります町内事業者支援のため、対象車両1台当たりを2万5,000円、一事業者当たり50万円を上限に支援する運送事業者燃料価格高騰対策支援事業費として250万円を計上してございます。財源が全額が国庫支出金。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で差引き80万円の交付金の減額補正分につきましては、水道料の減免のほうに充当させていただきます。

続きまして、起業家等支援事業、負担金、補助及び交付金で136万4,000円の増。当初予算で2件分を計上してございましたが、既に2件の補助交付決定を行っており、今後も新たな申請が見込まれることから1件分を追加するものでございます。

観光振興費、観光振興対策事業、報酬から負担金、補助及び交付金まで135万9,000円の増。地域おこし協力隊員の活動費用のほか、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向けて十勝6自治体が連携して取り組む、観光満足度向上事業の実施に要する負担金を計上しています。

7ページをお開きください。教育費、全体で159万7,000円の増。

生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、備品購入費で114万6,000円の増。調理室の給湯ボイラーが経年劣化により破損したため、更新をお願いするものでございます。

体育施設費、高齢者健康増進センター維持管理費、備品購入費で45万1,000円の増。FF式温風暖房機1台が故障し、修理が不能とのことですので、更新をお願いするものでございます。

続きまして、諸支出金、事業会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金で1,200万円の増。国民健康保険基金の前年度取崩し分を再度積み立てするための繰出金でございます。

以上、合計で補正額9,058万4,000円の増。このうち、特定財源は国道支出金が3,068万4,000円の増、その他が17万4,000円の増。一般財源につきましては5,972万6,000円の増となるものでございます。

続きまして、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額83億4,827万1,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで9,058万4,000円の増。補正後の歳出合計が84億3,885万5,000円。

続きまして、歳入、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額83億4,827万1,000円、補正額、13款分担金及び負担金から20款繰越金まで9,058万4,000円の増。補正後の歳入合計が84億3,885万5,000円となるものでございます。

続きまして、第2表、債務負担行為補正を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

内容につきましては、債務負担行為の追加でございます。令和6年度の大樹高等学校新入学生に対する入学時の補助金と見学旅行費用の支援分の予算を確約するため、債務負担行為を設定させていただきたいと考えるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第43号の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括して、これを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定したとおり、議事を進めます。

初めに、事項別明細書15ページ、16ページ、2款総務費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ページ16の2款総務費、1項総務管理費、4項企画費の8節旅費で、地域おこし協力隊の旅費が、約半年間で55万円の追加補正なのですが、これはどういう見積りで、この55万円の用途になったのか概略の説明をいただきたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

地域おこし協力隊の旅費の部分で、55万円を今回計上させていただきました。この分につきましては、7月に地域おこし協力隊、民間派遣事業型の地域おこし協力隊を採用いたしまして、SPACE COTANのほうに派遣をしております、その分で活動に伴います東京等への旅費が発生するというにつきまして、半年間で5回程度の東京の派遣旅費等を見込んでいるということでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

その旅費というものは、COTANのほうで見込むのではなくて、町の経費で支払いをするという基準になるのですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

地域おこし協力隊に伴います経費につきましては、特別交付税で措置を受けるというところがございます、報酬のほか活動費につきましても特別交付税措置を受けるということがございますので、町のほうで負担をするということでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に15ページから18ページまで3款民生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

18ページの一番下の14節工事請負費、発電機、発電用の発電設備工事ですが、379万3,000円。

○議 長

暫時休憩。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、17ページ、18ページ、4款衛生費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

疑問を感じますのでお聞きをいたします。ここで時間外手当15万円、勤務もしないうちから、もう予算計上されるということはおかしくないですか。これありきの考え方で、一般

企業であれば、こういう予算の組み方はしないと思うのですが、この意図は何ですか。お聞かせください。

○議 長

瀬尾参事。

○瀬尾保健福祉課参事

職員手当の時間外勤務手当の15万円の計上ですが、実績に基づきまして、月大体3万円程度、やはりコロナに係る勤務が超過しているということで、11月から3月分の5か月分を見込んでの15万円を計上しております。実績に基づく計上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

実績、分かるのだけれども、やらないかも分からないでしょう。普通はこれ、絶対、民間企業では予算が出てから計上するのです、補正で。すれば良いのです。これだったら、もう初めから使っていていいですよという予算書だよ。ここら辺は改める考えは町長ないですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

時間外につきましては、当初予算でも時間外はゼロというわけではならないというところもありまして、ある程度見込みで見ていると、そうでないと支出ができないということございまして、予算は確保させていただきます。この事業につきましては、補助事業でもありますので確保させていただいて、対象となるということですので、計上させていただきますけれども、計上したからやるということではなく、なるべく時間外に至らないように、時間内で終わるように努力をしながら、最低限に収めたいと考えております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長が言ったように、国のほうから計上していいよということだから、載せさせてもらった。これ、町の財政に関わることなので、今後、載せるときは十分きちんと筋道を立てて出していきたい。時間外手当というものが法律で認められている範囲なので、仕方ないと思っておりますが、これが多くなると、今度は一般企業であれば、労働問題、働き方改革の問題で、今度は労働局から調査を受けるということになってくるわけですから、十分、ご検討をいただきながら計上していただきたいと思っております。全部の課にあることなので、今後よろしく願いをしておきます。答弁はいいです。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、17ページから20ページ、6款農林水産業費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

14節の電源用発電設備工事のことをございますけれども、この発電機の出力と燃料、何を使っているか、また1回燃料を入れると何時間連続運転が可能なのかお伺いします。

○議長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

この発電機につきましては200ボルト三相を使用でございます。燃料のほうは、ディーゼル、軽油です。ディーゼル燃料で稼働させてございます。時間のほうなのですけれども、基本的に満タンにして、出力を最大でやると大体24時間程度もつと考えています。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

出力がどうでしたか。聞き漏らして。

○議長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

申し訳ございません。出力のほうは10.5kVAでございます。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

今の時期になると、ブラックアウトのことを思い出して、非常用発電機について本当にいざというときに使えないとならないようにということなので。その中で、最近注目されているものが、燃料です。一般の石油系の燃料は、どうしても詰まりがあるということで、プロパンガスを使っているというところもあります。現に私のコミセンのところはプロパンガス。これはメンテナンスが楽だということなのですが、既に、こういうことで軽油ということなのでそれはそれでいいのですけれども、メンテナンスのほうをきちんと、いざというときに使えないということのないようにしていただきたいと思います。そういうような心構えはできているのでしょうか。

○議長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

先ほど議員が質問ありました、メンテナンスの関係ですが、確かにいざ使おうと思って、使えないということは、やはり大変な事態でございますので、その辺は日常管理といいますか、日々確認のほうはしていきたいと考えております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

20ページの7の報償費の有害駆除の謝礼なのですが、当初予算の有害駆除の分の頭数はもう使い切ったという状態なのかをまずお聞きしたいということと、これから今の補正の分は、鹿なり、いろいろ実績が挙がってくると思うのですが、どれぐらい想定されているのでしょうか。

○議長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

まず、予算ですね。まだ使い切ってはおりませんが、昨年の実績を踏まえて、やはり足りなくなると想定されるものですから今回補正をするものです。それと、一応今回、やはり足りなくなると想定されるものが、ヒグマ、エゾシカ、それとキツネやアライグマやタヌキといった具合でございます。ヒグマにつきましては、一応30頭を計画で予定しておりましたが、このままいくと大体30頭を超えるかなということで、一応5頭分、補正をさせてもらってございます。また、エゾシカにつきましては、見込みが1,050頭ということで、見込みとしては1,160頭ですね。一応、計画では1,050頭、見込みが1,160頭ということで、110頭ほど補正をさせてもらっています。そして今回多いなと思ったものが、キツネやアライグマ、タヌキの類でございます。こちら、一応300頭で計画してございましたが、見込みが大体430頭ぐらいになるだろうということで130頭ほど補正をさせていただきました。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほどの同僚議員の質問と重複するのですが、農水費の牧場管理費の工事請負費の関係で、補正の説明の段階の中では、電線が切れて、復旧がなかなかままならないということで発電機で対応したいという説明だったのですが、このまま発電機をずっと使っていくのか、電線の修繕を、急ぎというか、やる計画があるのかについて伺いたいと思います。

○議長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

電線をつけるには、やはり金額的に1,000万円以上かかると試算をさせていただきます。ですから、うちの牧場といいますか監視舎を利用するためには、ずっと24時間つけっ放しでなくてもいいものですから、発電機で今後も考えていきたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、駄目になった電線等の修繕は、今年だけではなくて来年度以降ずっとやりませんということで、今後は発電機で全て対応しますという解釈でよろしいですか。

○議 長

松久農林水産課長。

○松久農林水産課長兼町営牧場長

今、議員のおっしゃったとおりで、そのように発電機で今後も運営していきたいと考えています。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、19ページ、20ページ、7款商工費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

今回、20ページにあります起業家等支援補助金136万4,000円。これは、大変良いことをやっていると思います、町の活性化のためにも。ただ、これ、頂いても店を一度開いたら休んでもいいわけですね。基準ないよね、条例の中に。今後しっかりと見直して、やはり、年間でこのぐらいの営業時間をしなければ返還をすとか、国の補助はすごいですね。きちんともう少し厳しいものをつけて、給料を上げたら加算をすとか、これをやらないと駄目とか、税を払っていない企業は駄目とか、1年やったにしてもきちんとかやはり補助金をつける上で、国の補助は今、いろいろあります。エネルギー削減とか、起業家もあります。この基準はすばらしく厳しいものであって、大樹町の場合は若干緩いと思えますので、条例は読んでいますので、十分もう1回読み直していただいて、この部分は改善できるかなということをご検討していただけるかどうか、それだけをお聞かせください。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

起業家支援につきまして、5年ごとの補助要綱ということでやらせていただいております。

すけれども、やっていく中で、改善をしていって、前回も大分改善をしまして、5年以内に補助事業で入れた器具等を譲渡は駄目ですとか、あるいは、5年以内にやめた場合、廃業してしまった場合は年数に応じて補助金を返還してもらおうという規定は盛り込んでございます。ただ、開店して、何らかの事情でしばらくお休みしてということは、家庭の事情等あるいは体調のこととかもあるかと思えますけれども、休んで、それからまた復帰するというケースもあろうかと思えますので、そういった場合のケース・バイ・ケースの、良心的に解釈すれば、体調が悪くて入院されて、また戻って頑張っている場合もあろうかと思えますけれども、やってはみたけれども、やる気がなくて、あまり店も開かんねという状況があるようでしたら、これは問題かと思えますので、その辺の規定についても、ちょうどもう5年間の後ろのほうにきていますので、次の要綱策定に向けては、その辺のことも考えていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

商工費の地域おこし協力隊員の旅費の分の41万4,000円と、その下のほうにあります18節の支援助成金との関係を教えてください。旅費は旅費であるのでしょうか、この支援助成金というものは、どのようなことに使われる費用なのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

支援助成金につきましては家賃の助成金ということでして、町営住宅以外、民間のアパートですとか、そういったところに住んでいる分について、町の職員の規定に基づきまして、その一定額の家賃を払った場合については月額幾らという形で家賃の助成を行うというものでございます。旅費につきましては、今後活動するにあたって、必要な研修ですとかそういったところに行く旅費の分を41万4,000円見込んでいるということでございます。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、19ページ、20ページ、10款教育費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、21ページ、22ページ、13款諸支出金費の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、11ページから14ページまで、歳入の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、3ページ、債務負担行為補正についての歳入の質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあればお受けします。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第43号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第44号

○議 長

日程第10 議案第44号令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第44号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,200万円の追加であります。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第44号令和5年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出それぞれ7億755万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,200万円の増。国民健康保険会計基金に積立するため、増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,200万円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正を説明いたしますので、2ページの歳出をご覧ください。

歳出合計、補正前の額6億9,555万円、補正額、1款総務費、1,200万円の増。補正後の歳出合計、7億755万円。

次に、1ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額6億9,555万円、補正額、5款繰越金、1,200万円の増。補正後の歳入合計が7億755万円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第45号

○議 長

日程第11 議案第45号令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第45号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ4,865万9,000円の追加であります。

内容につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

それでは、議案第45号令和5年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,865万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ7億4,608万7,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

4款1項ともに基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,055万4,000円の増。令和4年度の介護給付費等が確定し、剰余金が生じたので、翌年度以降の給付費に備えて、全額基金へ積み立てるものです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額2,302万9,000円の増。令和4年度介護給付費、地域支援事業費及び低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、それぞれ交付されていた負担金等を返還するものです。

2項繰出金、1目他会計繰出金、補正額1,507万6,000円の増。令和4年度介護給付費の確定に伴い、大樹町の負担率に応じて負担金を返還するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額5万円の増。

8款1項1目ともに繰越金、補正額4,860万9,000円の増。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額6億9,742万8,000円、補正額、4款基金積立金から5款諸支出金まで4,865万9,000円の増。補正後の歳出合計7億4,608万7,000円となるものです。

次に、歳入をご説明いたしますので1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額6億9,742万8,000円、補正額、6款繰入金から8款繰越金まで4,865万9,000円の増。補正後の歳入合計7億4,608万7,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第46号

○議 長

日程第12 議案第46号令和5年度大樹町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第46号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町水道事業会計補正予算(第2号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出の収入では、先の議案第43号令和5年度大樹町一般会計補正予算(第3号)でお認めをいただきました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業で、水道料金のうち10月分から3か月間の基本料金を町で補助することから、2,255万2,000円の収入科目の組替えを行うとともに、支出では43万7,000円を増額するものであります。

第3条の他会計からの補助金についても、前条の収入と同様の理由で1億5,468万9,000円に改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第46号令和5年度大樹町水道事業会計補正予算(第2号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和5年度大樹町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度大樹町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条本文括弧書き中「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,455万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,455万6,000円で補填するものとする。」を「収益的収入額が収

益的支出額に対し不足する額4,499万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,499万3,000円で補填するものとする。」に改め、収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益において、第1項営業収益、既決予定額から補正予定額2,255万2,000円減額し、第2項営業外収益、既決予定額から補正予定額2,255万2,000円増額するものでございます。

続いて、支出、第1款水道事業費用、第2項営業外費用ともに既決予定額から補正予定額43万7,000円増額し、水道事業費用を5億3,251万5,000円にするものでございます。

第3条、予算第7条本文中1億3,213万7,000円は、1億5,468万9,000円に改める。ここでは、他会計として一般会計からの当会計の補助を受ける額を2,255万2,000円増額するものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部です。

1款水道事業費、2項営業外費用、3目雑支出、補正予算額43万7,000円の増。

ここでは、想定していた予算を超過する過年度分の漏水認定による還付金が発生したため増額の補正をお願いするものです。

続いて、6ページ、7ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部です。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額2,255万2,000円の減。2項営業外収益、2目一般会計補助金、2,255万2,000円の増。エネルギー価格及び食料品等の物価高騰による負担を軽減するための支援策としまして、水道料金、水道基本料金におきまして、当年の10月から12月分までの3月分の免除に伴う水道事業収益の科目組替えをお願いするものとなっております。

続いて、損益勘定留保資金、補正予算額43万7,000円の増。収益的収入額が収益的支出額に不足するため、その補填財源といたしまして損益勘定留保資金の増額をお願いするものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之員

今回、水道料の減免ということで打ち出してきました。町長、これ、反対はいたしませんか、今後、水道事業が成り立つ体制にいくのかどうか。前の町長は、水道料金を上げると一

度は言っておりましたが、検討を今後は町長する考えはあるのか。これだけの一般財源を繰り出すわけですよ。水道事業自体がもつのかどうか、よく検討されての支出だと、減免措置をするということだろうと思いますが、今後これをずっと続けていくのか、今回限りでやめるのか。それから、水道料の使用料も減っています。現実的に、ここに出されている数字でいくと。こういうものを考えて、水道事業が成り立っていくのかどうか、これが一番疑問。大切な水ですから、うちとしては。これが事業として、きちんと存続ができるような体制づくりができるのか。減免によって2,255万2,000円、これを一般財源から支出するということには反対しませんが、水道事業として今後、どういうお考えがあるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

水道料金の今回の減免につきましては、特別措置ということで通常の水道事業に負担をかけるものではない。町からの補填ということで、財源は国の交付金ということでやらせていただきたいと思いますが、全額ではありませんけれども、一部一般財源も入っておりますけれども。

今言われました、水道の今後の在り方というところは大変重要な問題であろうと思っております。私も、今後の水道料金の在り方も含めて、まずは水道施設の在り方が重要かと思っております。老朽管が非常に増えておまして、有収水量がどんどん減っているということは、どこかでどんどん漏れている部分が増えてきているということも当然ございまして、収益があまり良くないという部分もございまして。また、水源地の在り方です。坂下水源地の在り方も今検討しておりますが、どういった在り方が良いのかということも、広範に今、考えておまして、他町村の協力も得ることが必要あるかどうかということも含めて、今考えておりますので、そうしたときに、では、水道料金としてどうしたら、どうあるべきかということも含めて、今後の大きな課題であろうと思っておりますので、今後十分検討させていただきたいと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長が今検討させてくれということで、ほかのというのは公益水道なのかどうなのかという問題であろうと私自身は捉えました。やはり、大事な水ですから。結局作っていても、よそに流れた水のほうが増えてきています、毎年。だから、漏水ですよ。もったいない話なので、やはり漏水管、もう作ってから何十年、長いものは45年ぐらいになっているのかと思います。ですから、これに対して、国のほうにも要請を今後するべきだと。議長会含めて、こういう問題を含めて。国にも要請活動をしていただければと。ほかの町村も同じだと思うのです、現実的には。大樹だけではない、各町村の悩みだろうと思っておりますので、そうい

うものを含めて、要請活動をしっかりしていただいて、大樹の水をまず守っていただいて、町民になるべく負担のかからない方法をお考えいただくようお願いをしておきます。答弁はいいです。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第46号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第47号

○議 長

日程第13 議案第47号令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第47号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、第2条の収益的支出において、支出を29万7,000円追加するものです。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたしますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

奥建設水道課長。

○奥建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第47号令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算（第1号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和5年度大樹町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度大樹町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた支出的予定額を次のとおり補正する。

支出において、第1款下水道事業費用、第2項営業外費用ともに、既決予定額から補正予算額29万7,000円増額し、下水道事業費用、3億2,383万5,000円にするものがございます。

内容につきまして、事項別明細にて説明させていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。

収益的収入及び支出、支出の部。

1款下水道事業費用、2項営業外費用、2目雑支出、補正予算額29万7,000円の増。ここでは、下水道使用料において、過年度分における還付金が発生したため、増額をお願いするものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
休憩します。

休憩 午前 11時43分
再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 認定第1号から日程第21 認定第8号

○議 長

日程第14 認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第21 認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一括上程されました件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

認定第1号は、令和4年度大樹町一般会計の決算認定であります。

認定第2号から認定第5号までは特別会計で、認定第2号は令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、認定第3号は令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計、認定第4号は令和4年度大樹町介護保険特別会計、認定第5号は令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計の決算認定であります。

次に、認定第6号から認定第8号は公営企業会計で、認定第6号は令和4年度大樹町水道事業会計、認定第7号は令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計、認定第8号は令和4年度大樹町下水道事業会計の決算認定であります。

先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、公営企業会計は6月2日に、一般会計と特別会計は7月10日に、それぞれ審査をお願いすべく監査委員に決算書等を提出いたしました。

監査委員におかれましては、6月2日から8月4日まで延べ34日間にわたり内容の審査をいただき、審査意見書の提出をいただきました。今回これら8会計の決算認定をお願いするものであります。

つきましては、ご審議のうえ認定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎日程第 2 2 監査委員審査意見書

○議 長

日程第 2 2 監査委員審査意見書についてを議題といたします。

令和 4 年度大樹町一般会計、特別会計、公営企業会計の決算について、議会運営基準第 6 0 条の規定により、監査意見の報告を求めます。

北林代表監査委員。

○北林代表監査委員

それでは、2 件の意見書について報告いたします。

最初に、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づき、審査に付されました令和 4 年度大樹町一般会計他 4 特別会計決算に関する審査結果について、意見書の朗読をもって報告させていただきます。

令和 4 年度大樹町一般会計他各会計決算審査意見書。

1、審査の対象ですが、令和 4 年度大樹町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計の歳入歳出決算書であります。

2、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づく、令和 4 年度一般会計他各特別会計決算書の提出を受けた日は、令和 5 年 7 月 1 0 日であります。

3、審査期間は、令和 5 年 7 月 1 1 日から 8 月 4 日までのうち、延べ 1 7 日間であります。

4、審査の概要ですが、令和 4 年度大樹町一般会計外各特別会計の決算審査にあたっては、大樹町監査基準に基づき、提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、予算の執行において関係法令に従い適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を実施しました。

5、審査の結果ですが、審査に付されました一般会計並びに 4 特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、所定の期間内に出納閉鎖がなされ、現金、預金高、有価証券などの確認と、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類などと照合精査した結果、計数に誤りはなく正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行も概ね適切に行われたものと認めるものであります。

なお、各会計の決算内容につきましては、審査意見書にまとめさせていただきましたので、後ほどお目通しをいただきたく、朗読は省略させていただきます。

続きまして、地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、審査に付されました令和 4 年度大樹町水道事業会計並びに町立国民健康保険病院事業会計及び下水道事業会計決算に

関する審査結果につきましては、先ほど同様に意見書の朗読をもって説明させていただきます。

令和4年度大樹町水道事業会計、町立国民健康保険病院事業会計、下水道事業会計決算審査意見書。

第1、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく令和4年度の各事業会計決算書の提出を受けた日は、いずれも令和5年6月2日であります。

第2、審査期間は、令和5年6月2日から6月29日までのうち、延べ17日間です。

なお、物品管理業務監査（棚卸監査）は、令和5年3月31日に実施しております。

第3、審査の概要であります。各事業会計の決算審査にあたっては、提出された決算報告書、財務諸表、事業報告書、キャッシュフロー計算書、財務諸表附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類及び諸契約書などを照合審査するとともに、例月出納検査の現金、預金高との関連をはじめ、計数に誤りはないか、地方公営企業法第3条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き、審査いたしました。

第4、審査の結果ですが、審査に付された各事業会計の決算は、いずれも事業年度経過後、速やかに決算整理がされており、所定の様式に従い、期間内に提出されております。

会計事務における計数はいずれも正確であり、かつ予算の執行も概ね適正であると認められたものであります。

以下、各事業会計に関する経営の概況、事業の状況、経営成績、未収金の状況などにつきましては、意見書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しをいただきたく、朗読は省略させていただきます。以上をもちまして、審査意見の報告とさせていただきます。

○議 長

これをもって、審査意見書の報告を終了いたします。

◎日程第23 決算審査特別委員会設置・付託

○議 長

日程第23 決算審査特別委員会の設置・付託についてを議題といたします。

お諮りします。

ただいま、一括議題となりました認定第1号から認定第8号までの8議案の審査については、議長と議会選出監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

なお、必要に応じて委員会に地方自治法第98条に定める検査・検閲権等の請求権を付与することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8議案は、決算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決しました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

大樹町議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日6日は休会としたいと思います。

また、ただいま設置されました決算審査特別委員会において、令和4年度大樹町一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査を行うため、9月11日から14日までの4日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日9月6日1日間並びに9月11日から14日までの4日間を休会とすることに決しました。

なお、先ほど設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が互選されておられませんので、議会運営委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において、本日の会議終了後、本議場において決算審査特別委員会を開催するよう指定いたします。

◎散会の宣告

○議 長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時13分

令和5年第3回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月7日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢巖則
企画商工課参事	菅浩也
住民課長	水津孝一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	清原勝利
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	松久琢磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
会計管理者兼出納課長	楠本正樹
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧田讓

<教育委員会>

教育長	沼田拓己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井上博樹

社会教育課長兼図書館長

梅 津 雄 二

<農業委員会>

農業委員長

穀 内 和 夫

農業委員会事務局長

瀬 尾 裕 信

<監査委員>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長

佐 藤 弘 康

主 事

奥 野 美 咲

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

5番 西山弘志君
6番 船戸健二君
7番 杉森俊行君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。
初めに、5番、西山弘志君。

○西山弘志議員

先に通告しております2問についてお伺いします。よろしくお願ひします。
町道湯の里線の復旧についてであります。
晩成地区の海岸線、町道湯の里線は、現在、海岸浸食によって危険なため、ホロカヤントーの手前で通行止めとなっております。

ホロカヤントーには、北海道指定史跡である竪穴住居群があり、復元され、住居も見ることができ、歴史的価値、教育面からも子ども達に是非見てもらいたい場所であります。また冬は、町内外からワカサギ釣りで賑わう観光スポットであることから、本町道は、重要な道路の一つではないかと思ひます。

次の一点について町長にお伺いします。
復旧の時期についてお願ひいたします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の湯の里線復旧工事についてお答えをいたします。

町道湯の里線は、近年、海岸浸食を考慮し、海岸より約150メートル手前において通行止めとしておりますが、十勝ホロカヤントー堅穴群の見学やワカサギ釣りへの経路は確保されております。

復旧時期につきましては、効果的な対策について検討している段階のため、現時点では、未定でございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町道湯の里線は、約825メートルありますね。ホロカヤントー手前で。これは、150メートルの間で海岸浸食の影響を受けて危険となり、通行止めをしているわけですね。この危険箇所の先には、先ほども言ったように堅穴住居群やワカサギ釣りで賑わう場所であります。また、堅穴住居群は、昭和41年に北海道指定文化財史跡十勝ホロカヤントー堅穴住居跡と指定されているわけです。

この堅穴住居は、歴史的にも価値があり、一般の人や教育の面から視察に訪れています。この堅穴住居は、約1,000年前の擦文時代の堅穴住居です。また、海岸湖、ホロカヤントーは、ワカサギ増殖事業、資源の増殖と有効利用で大樹町漁業協同組合が、稚卵1億粒放流しております。それにより、冬は、町内外からワカサギで賑わう観光スポットになっております。また、ワカサギ釣りの後は、晩成温泉、食堂、コテージ、晩成の宿などの施設を利用してもらうことで、売上増につながるわけです。

このことから、町道湯の里線は、重要な道路であり、一日も早い復旧が必要と私は考えます。町長の考えをお伺いします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 10時05分

再開 午前 10時06分

○議 長

議会を再開いたします。

黒川町長。

○黒川町長

議員ご指摘のとおり、堅穴群も貴重な歴史的な遺物でありますし、それから、堅穴住居の展示もしてございます。また、ワカサギも大樹町の重要な観光資源でありまして、冬の間、土曜、日曜、私もときどき見に行くのですが、車が40台ぐらい停まっているときもありますし、そのワカサギの後は、晩成温泉に入っていっていただくお客さんも多いと聞いており

ます。大変重要だということは、同じ認識かと思っておりますが、それに対しましては、先ほどの答弁にもありましたけれども、途中から学習の森という林道につないで、林道からワカサギの駐車場に行くように経路が確保されています。これは、平成28年頃に確保したものでございますが、上のほうから駐車場に行けるようになっていくということでございます。湯の里線は、海岸線までつながっておりまして、その海岸線の浸食がひどくて、議員もご承知かもしれませんが、昔は、下の海岸線に管理人小屋があって、公衆トイレも町で設置していた時期もございます。それらも全部、波がかぶるようになってしまっただけで撤去したという経緯もございますが、どんどん浸食が進んでいて、今、湯の里線の終点が、時には高波のときに車を停めていても、波をかぶる心配があるということで、途中で止めているということでございますが、経路は、今、確保されておりますが、まずは、護岸をしなければならぬだろうと思います。その辺につきましては、町で行うものではありませんので、関係部署に相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今、町長が言われたのですが、通行止めになっているので、散策路を通過するというのは、あれは、そのために造られた道路ではないと思います。その道路は、保護団体とかが、そのために造ったのであって、違うのですか、そうと伺っているのです。

だから、それをそのために使うというのは問題が出ないのかということと、先ほど歩いていけるということなのですが、先ほど町長が言われた道が、例えば、学生がバスで見に行くとしたら行ける道路なのか。除雪についても、そこは第一次路線で除雪になっているということなのですが、それが、除雪はどこまでやられているのかお聞きします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

迂回路といいますか、林道的なものなのですけれども、これは下の湯の里線が海岸まで行って、そこから上がるようになっていくのですが、そこが、もう通れなくなっているということで、それこそ平成二十七、八年ぐらいだったと思いますが、保安林内の作業道を造らせてもらいまして、上の駐車場を使えるようにしていたのですが、凍結が緩んだ頃、2月、3月になると朝は凍っているのですが、お客さんが帰るときにドロドロで、スタックしてあずったりしていたことから、町で予算を取りまして、砂利を敷いて、今の状況になっているという道路でございまして、こちらを通過していく分には、通常の車は大丈夫かと思うのですが、大型バスなどは通れない道路だと思いますので、大型バスで見に行くという場面であれば、ケースバイケースですが、大丈夫なところで停めていただいて、後は歩いていただくということになるかと思っております。

除雪につきましては、町道認定はしていないのですけれども、お客さんが多いということ

で、湯の里線の除雪のときに、この駐車場までの除雪を行っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分からないので聞きたいのですが、町長の答弁で、海岸より約100メートル手前というのですが、この「海岸より」というので、例えば、晩成温泉側なのか、ホロカヤントー側なのか、どちら側なのでしょう。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ホロカヤントーの手前が終点ですので、その終点から晩成温泉側に150メートルということです。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。ありがとうございました。

それでは、2問目に行きたいのですが、よろしいでしょうか。

○議 長

2問目お願いします。

○西山弘志議員

それでは、今後の物価高騰対策についてお伺いします。

現在、電気料金、灯油、食料品などの高騰が続いています。これから冬に向けて、暖房が必要な季節が到来することから、低所得者などに大きな影響が出るのが懸念されます。

町では、毎年、福祉灯油など低所得者への支援を行い、昨年は、地方創生臨時交付金により、10月から翌月2月までの計5か月間を水道基本料金の免除などの支援を行ってきましたが、今後も物価高騰が続くと予想されることから、引き続き、町民への支援が必要と考えます。

次の点を町長にお伺いします。

- 1、昨年度と同等以上の水道料金の免除。
- 2、その他の支援についてお伺いします。よろしくお願いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

西山議員ご質問の今後の物価高騰対策についてお答えをいたします。

1点目の、昨年度と同等以上の水道基本料金の免除につきましては、エネルギーや食料品価格の物価高騰が住民生活に大きな影響を与えているところであり、先に補正予算をお認

めいただいたところですが、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金と町の一般財源を活用して、物価高騰による負担軽減を図るため、3か月分の水道基本料金を免除することといたしました。

昨年度は、5か月分を免除したところでありますが、今年度の臨時交付金の配分額が昨年度より大幅に減少したことなどにより、昨年と同等以上の免除は、さらなる一般財源の持ち出しになるため、財政的に厳しいところでもございます。

2点目のその他の支援につきましては、1点目同様、補正予算をお認めいただきましたが、燃料価格高騰に対する運送事業者への支援を行うため、1事業所50万円を限度に、貨物自動車やタクシー1台当たり2万5,000円の補助をすることとしております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町長は、物価高騰対策として、10月から12月までの3か月分、基本料金の免除をすることお考えですが、前回の免除は、10月から2月の5か月分実施されています。よその町では、物価高騰対策として6か月免除している町もあります。

そこで聞きたいのは、前回5か月分に対し、今回は3か月分、地方創生臨時交付金が減ったということは分かりますが、どうしてもこれは前回は5回なのに、今度は3回と、減るといのはいかがなものかなと、私の考えです。

それと、町長が考えているのは、この3か月、10月から12月、それを免除するという考えだと思うのですが、実際に必要なのは、冬期間の免除ではないかと私は思うのです。冬は、灯油、電気、光熱費がかさみ、町民の生活に影響が出ます。年金、所得が上がっておりません。物価高騰の影響は、長期化する中で、町民の経済的負担を軽減するため、昨年同様以上の対策をお願いしたいと思います。町も厳しい財政状況だと思います。町民の生活が一番だと私は考えます。光熱費が上がる冬期間、前回同様以上の免除、町民の生活の支援をもう一度お聞きします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 10時20分

再開 午前 10時21分

○議 長

議会を再開いたします。

黒川町長。

○黒川町長

3か月分ということでございますけれども、昨年は、いろいろな対策も打った中での5か

月というのは、かなり思い切った策ではあったのですが、それは5か月が6か月、もっと多いほうが良いに超したことはないのですけれども、まずは3か月ということで見させてもらいました。ほかの町では、6か月分を見ているところも、免除しているところもございます。それは承知していますが、町々で水道料金の設定のパターンが違うところもあります。基本料金が安くて、従量制が多いところとかありますので、基本料金6か月といっても、額としては大きくなることもあります。

うちの場合は、基本料金が若干高めですので、実際の経済効果というのは、6か月の町よりも多い場合もあるので、一概には言えないかなと思っていますところでございます。冬期間、燃料代がこれからどうなるのかということも心配ですが、国のガソリンに対する補助も延期になるとか、ならないとかで、今、議論をされているところだと思いますので、その辺の動向も見ながら必要な措置が考えられれば、そのときは別途考えていきたいと思いますが、今回の交付金に関しては、これでもう使い切っております。6月の定例会でお認めいただきましたようにプレミアム商品券も50%プラスということで、既に打っておりますので、今回のこれが全てではありませんので、それなりの対策を打ってきたと思っておりますので、それらを含めて、今後必要な部分が出れば考えていきたいと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

私が、この一般質問を提出したのが8月21日なので、そのときに受けてもらっていますので、その後の話になりましたので、重複したと思います。

そこで、やはり水道料金免除というのは、最も公平な形で負担軽減をとる処置だと私は思うのです。それで、本当に町民の生活が一番、これを考えて、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、2段目ですが、その他の支援について。今まで、町は、いろいろな形で物価高騰対策を行っております。そこで、燃料価格高騰に対する事業者への支援ということで、支給をするということで、そこで内容なのですが、この事業者数、件数と、車両台数をまずお聞きします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 10時22分

再開 午前 10時22分

○議 長

議会を再開いたします。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず、事業者数でございますけれども、貨物自動車の運送事業といたしまして9事業者、それで、車両台数が120台、タクシー事業者としまして2事業者で、台数が6台ということで、トータル126台ということで、こちらのほうで把握しています。

以上です。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 10時24分

再開 午前 10時24分

○議 長

議会を再開いたします。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

失礼しました。

まず、事業者数でございますけれども、貨物自動車運送事業の事業者数につきましては9事業者で、台数としましては貨物運送で120台でございます。タクシーの事業者数としましては2事業者で、台数は6台で126台でございますけれども、補正につきましては、上限を設けておりますので、トータル120台分の250万円を補正予算でお認めいただいたというところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。聞き忘れたのですが、エンジンのないトレーラーは、どういう分類になるのですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

今回の台数には、エンジンのない、いわゆる非牽引車につきましては、該当しないという形を取っております。

以上です。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

それで、もう一つ気になるのは、町が委託している町有バスとか、除排雪など多くの車両をお願いしていると思うのです。同じように、委託業者も燃料、タイヤなど資材高騰、人件費不足など苦しんでいます。これも同じように物価高騰対策を考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町有バス、あるいはスクールバスにつきましては、契約の中で物価高騰等により5%でしたか、数字は定かではないのですが、物価変動があった場合は両者協議して、また契約内容を変更するという条項がありますので、その辺の申入れがあれば、また協議に応じるという考えでおります。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございました。

それでは最後に、町民の生活が豊かで安心して暮らせるまちづくり、これを町長をお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、8番、西田輝樹君。

○西田輝樹議員

先に通告しておりました2点についてお願いしたいと思います。

1点目につきましては、高齢者等の情報弱者に対する行政の役割について質問させていただきます。

今日、町民の多くがスマートフォンなどの情報通信機器を所有し、行政においても、それに対応したサービスの提供を行うところが増え、その進み具合は、地域によって差が出てきております。一方で、高齢者など情報化社会に取り残された人々がいるのも事実であります。本町におけるスマホなどの情報通信機器を利用した行政サービスについてお伺いいたします。

1点目は、現在の行政サービスにおける利用状況について。

2点目は、高齢者等の情報弱者への対策について、学習機会ですとか、スマホの提供などでございます。

3の今後の情報社会に向けた計画や考え方についてお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

西田議員ご質問の高齢者等の情報弱者に対する行政の役割についてお答えをいたします。

1点目の「現在の行政サービスの利用状況」につきましては、国では、地方自治体に対して令和7年度までに住民基本台帳など、20業務についてガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求めており、当町においても、そのスケジュールに沿って作業を進めているところでございます。

また、令和5年4月から児童手当の認定請求、現況届の申請、介護保険の要介護・要支援更新認定など、28の手続について国のマイナポータルサイトを經由してオンラインで申請ができるようになっております。

これ以外にも、住民票の転入・転出の手続、パスポートの更新手続、町税の一部でQRコードを利用した納付、カムイコタンキャンプ場の予約、災害発生時のエリアメールなど、ネットワークを活用した行政サービスを提供しております。

2点目の「高齢者等の情報弱者への対策」につきましては、今やスマートフォンをはじめとする情報通信機器は、日常生活に欠かせないものであり、昨年3月にスマートフォン講座を開催しております。

今後も、情報通信機器の学習機会の提供を通して、高齢者等の情報弱者と呼ばれる方々が、デジタル技術、情報通信機器への関心が高まるよう努めてまいります。また、スマートフォンの提供など、物理的な支援までは考えておりません。

3点目の「今後の情報社会に向けた計画や考え」につきましては、今後も情報通信分野は、高速化、大容量化が日進月歩で進むものと考えております。これに対する町の取組は、ハード面では、令和3年度に実施した町内全域への光ケーブル整備など、都市部との地域間格差を是正する取組を必要に応じて進めてまいります。ソフト面では、2点目の答弁とも重複しますが、情報弱者と呼ばれる方々への支援と町民の利便性の向上を図るために、行政サービスのオンライン手続を推進してまいります。また、広報紙など従来からの情報発信と組み合わせ、複数の媒体によるきめ細かな情報発信に努めてまいります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。自分自身も本当に恥ずかしいのですが、スマホでも何でも、なかなか使い方が分からなくて、機能の持っている何百分の1しか使っていないような気がするのです。今のご答弁の中で、行政の、例えば、今の情報通信なんかのマイナポータルとか、いろいろなもので、それはすごく何十種類も利用が進んでいると思うのです。自分自身、周りの人とのお話の中で、まず、スマホなり、パソコンの簡単なものなんかでも使い方が分からないということで、具体的には、例えば、私が一緒に高齢者の人と勉強しているときは、よく、これはどうやって使うのだというので、私にも問い合わせていただけたけれども、いや分からないと言って、老健の職員と一緒に教室なものですから、その職員が教えてあげたりしているような状況なのです。

それで、大きく今回お話したいのは、もう他の町村では、LINEの利用が新聞等では

非常に進んでおります。例えば、保育所が休みですとか、私達なんか、母子手帳みたいなものも、電子化されていくとか。今、町長がお話になったような住民票とか印鑑証明なんかも、LINEで事前になどという、いろいろなものができておりますが、私どもの町、私もよく使いこなせないから、どこまで進んでいるのか分からないのですが、また、次の質問で広報紙のこととかもご質問させていただきますけれども。そういうLINEのようなもので、住民に行政サービスなり、連絡なりが、私達の町で行われているのか、行われるような方向で今準備されているのか、まず1点目、そのことをお伺いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

LINEによる通知ということでございますけれども、役場からのLINEというのは、内部に止まっている部分が多いと思うのですが、学校等で臨時休校ですとか、そういったことはLINEで、保育所関係もLINEでのお知らせはしていると聞いております。大変便利なものなので、使い方は広がっていくと思っております。役場からのお知らせというのは、確実に届けなければならない部分もありますので、緊急通知の場合はエリアメールで入るのですが、それ以外では、旧Twitter、今、Xと言いますけれども、そちらで観光情報とかふるさと納税の情報ですとか。これは見られなければ見られないではないのですが、見られる人は見てもらいたいというものでは活用しております。もっとも利用が広がっていくのだらうと思っておりますので、安全性とか、それから、相手が見なかった場合はどうするのかということもありますので、場面を選びながら利用を広げていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そのような方向というか、私はすみません、LINEだとかショートメールとか、ごくごく一部のことしか分からないものですから、いろいろ新聞記事でもきちんと読み切れてないと思うのですけれども。町長、今、拡大というか、前進の方向で考えているというご答弁と取らせていただきます。

それで、私がハードの面で光通信は、すごくお金をかけて隅々まで整備されて、次は、例えばローカル5Gだとか、次また、そのようなハード面では、多分しっかりといろいろなことをされていくことで心配はしていないのですが、先ほどのことで、しつこいようですが、いろいろな町の広報なんかも、さらに具体的にタイムテーブルをつくって頑張りたいと思っております。危険性があるものでしたら、それはそれで危険性をどうやったら排除できるのか、どうしても排除できないものだったら、それはそれで諦めますけれども、そういうことも努力していただきたいと思っております。

それで、もう1点です。スマホ教室なんかも、ご答弁の中で昨年やったというお話での中

ですけれども、回数はたしか、私の議会への資料の中では1回でなかったかと思っはいるのですけれども。それで、町ばかりと私は言いませんし、業者の方もスマホ教室ですか、パソコン教室とかいろいろやりますので、そういうことも住民自ら利用していかなければならないと思うのです。

一つ、感じていることは、国の講習というのですか、それなんかも地方で総務省が開いていただいているようなのですが、そういう機会もありますので、町自らがいろいろできないということでしたら、そういうことも積極的に利用していったらいいとは思っております。デジタル庁なんかもデジタル推進員というのを、今いるのですけれども、最終的には5万人ぐらいに増やして、デジタルの格差のある地方なり、高齢者なり、弱者なりと言われるような苦手な人方に、そうやって頑張るといことも広報されております。

あと、これは私達、たまたま新聞で見て、消費者協会なんかでも、ある消費者協会でスマホなんかの相談会をやったりとか、講習会を別の機会で消費者協会ではないのですが、そういう場で1,000人もの高齢者が来たということも見ましたので、潜在的な需要は非常にあると思うのです。是非、具体的なプログラムで、そのような講習会で国の力を借りたり、それから、町自ら、それが社会福祉協議会、消費者協会なのか分かりませんが、そういうところに促すような、お考えがないのかどうかお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

あらゆる機会を使って、普及から使い方の講習会などをやって、皆さんが使えるようになったらいいということは、議員の言われるとおりに思います。国の講習という部分は、承知をしていなかったもので、それは調べてみたいと思います。

それから、デジタル推進員というのは言われておまして、私どものような町に推進員を派遣してもいいですよという制度がございます。それを利用する、あるいは、指導に来られる、国が推奨しているのに遅れている町については、派遣しますからということもありますので、そういったものはどんどん活用させていただきたいと思っております。

ただ、このデジタル推進員は、もう少し大きな町のデジタル化を進める中の推進員ですので、講習会の講師とか、そういうことではないのですよね。それはまた別な場面で、消費者協会ですか、社会福祉協議会ということも出ておりましたので。社会福祉協議会の中でも講習会ではないのですが、こういった健康づくりのアプリケーションがあるから使いましょうということはやった経緯がございますので、そういった場面を増やしていくということもいいと思っております。そういった面で、もう少し興味のある方に学習の機会をつくるということは検討してみたいと思います。

○西田輝樹議員

ありがとうございます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 10時43分

再開 午前 10時43分

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

講習会のことも考えていただいているようですので、是非具体的に進めてお願いしたいと思います。もう世の中の的には、しつこいようですけども、広報紙の活用だとか、健康管理にそういうことが利用されていたりだとか、道路の損傷を市民の方が役所のところに写真を送ったりとか、いろいろなことがあるようですので、是非、それがことぶき大学のようなところですか、いろいろな高齢者の集る場所で、段々そういう機会を日常的に広げていただきたいと思っております。

1点目、これで終わらせていただきます。

2点目、よろしいでしょうか。

○議 長

続けてお願いします。

○西田輝樹議員

行政改革のことについてお願いしたいと思います。

健全な行財政の執行は、町民が安心して生活するうえで、重要なことだと考えております。

そこで、今日、町の財政運営や行革の状況について伺います。

1点目は、現在の財政状況をどのように捉えているかというお考えと、健全な財政運営がされているのかということのお考えを聞きたいと思っております。

2点目は、財政シミュレーションなんかも今まで出てきておりますけれども、そういうものの活用と公表についてです。

3点目は、行政改革、今後の予定といいますか、推進について、3点お伺いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

西田議員ご質問の行財政改革についてお答えをいたします。

1点目の現在の財政状況をどのように捉えているかにつきましては、町の財政状況を図る指標として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度、町議会への報告と住民への公表が義務付けられているところでございます。

その中に、健全化判断比率と資金不足比率があります。本議会の初日に報告しましたとおり、それぞれの指標値は、基準値を大きく下回っている状況となっております。これら以外の財政の指標となる財政力指数、計上収支比率、基金残高につきましても、過去3か年と比較し、大きな変動はなく、町の財政状況は概ね健全な範囲内であると判断しております。

2点目の財政シミュレーションの活用と公表につきましては、将来にわたって、健全な財政運営を図るための指標として、財政シミュレーションを作成し、活用することは、有効な手段の一つであると考えております。第4次大樹町行財政改革大綱までは、計画期間の財政シミュレーションを作成し、合わせて公表してまいりました。

ただし、これまで作成した財政シミュレーションと決算状況を比較しますと、世界的な情勢の急激な変化や国の施策等の変更なども重なり、大きく乖離している結果でもあります。

来年度からスタートする第6期大樹町総合計画では、今後10年の大樹のまちづくりを計画いたしますが、健全な財政運営の継続が担保されるよう財政シミュレーションの精度を高めて作成し、判断材料の一つにしたいと考えております。

3点目の行革の予定につきましては、当町の行財政改革大綱は、平成26年度から平成30年度までを事業期間とする第4次大樹町行財政改革大綱以降、大綱を策定しておりませんが、行財政改革の主な目的である財政の健全化、行政運営の効率化や行政サービスの向上などの取組は、継続して進めております。今後も、総合計画など町が定める各種計画に基づき、行政運営の効率化や行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。今回、2点ほど短めにお話をさせていただきたいと思います。

財政に対する認識で、今回の定例会でも報告いただいておりますよね。例えば、実質公債費率9.5というのは、25に対して本当に健全な数字だと、私は財政の詳しいことは分かりませんが、

心配なのは、十勝管内で、例えば、基金なんかの残高とか、それから、地方債の残高なんかも、管内的なことも見てみたら、上からも、下からもということで、町長ご案内のとおり、例えば、地方債100億円以上持っているところは、それほどないとか、それから、この実質地方比率なんかも9.5というのも、何番目かも私は分かりませんが、そういうことに対する全体的な財政の心配は、本当はないのでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

基金あるいは起債の残高というところでは、それほど基金が突出して多いわけではありませんし、起債が少ない町でもありません。それは、事業をやった裏付けというか、跳ね返りという部分もありますけれども。その辺は、管内的にはどちらかというと、もっと基金が

多い、起債残高が少ない、基金のほうが起債残高よりも多い町もありますので、そういった理想的な状況では、うちはないということはそのとおりでございますが、長年、行政を運営している中で、そういった状況というのは、なかなか大樹町には訪れてはいかなかったというところでございますが、平成の半ばといいますか、平成15年から20年ぐらいにかけての大変一番厳しいときでは、指標は、注意ゾーンといいますか、危険ゾーンとか、その辺までいっていた時期もありましたので、それから見ると、どこの町のそのときは厳しかったのですが、大分回復したなというところと、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、新型コロナウイルス感染症交付金に来て、いろいろなことを手を打つということもやらせてもらったのですけれども、新型コロナウイルス感染症のせいで行事等々が、あるいは出張などが制限されて、財政的には、経費が減ったという部分もございます。そういった部分で、財政のひっ迫のほうには向かわなかったということもございます。これは、社会情勢でいろいろございますけれども。そういった部分で、管内的には、いいほうから見て中よりも下ではないというところは、大体私も認識しているところでございますが、全道的に見ると、十勝が突出していい町が多いという部分もございますので、現時点では、それほど厳しい状況ではない、数値的には厳しい状況ではないのではないのですが、これは緩めると、すぐに計上経費が増えて、財政ひっ迫になるのは、目に見えておりますので、気を引き締めながら行財政運営を図っていくということが大事だと思っていますし、この先行きが見えないところのほうに不安でして、現状はまずまずだと思っているのですが、今後はどうなるのかなと、新型コロナウイルス感染症で交付金をいっぱい頂きましたが、それは全て国の借金でございますので、そういった部分が跳ね返りが必ずありますので、警戒しながら、これからの行財政運営にあたっていかなければならないと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私もすぐに倒産するとは思っていませんし、昔に比べたら大変良くなっているという認識でいます。

あともう一つ、今回、このテーマで町長にお話したいことは、本当に厳しいとき、3年で基金がなくなるとか、それがすごい職員が頑張って、職員ばかりではなくて、それぞれみんなが頑張って、とんでもない時期のトンネルを抜けてきたと思うのです。

そうなのですが、そのときは、事務方の行革委員というのか、名前を忘れましたが、そのようにして常に、もちろん行革のほうの住民の委員も頑張っただけで、職員、日常的に行革委員で各課から出て、本当に千円単位ぐらいの見直しをしていました。

それで、私が不思議だと思うのは、行革大綱が、途絶えているのか、そこまで義務がないのか、そこら辺はあれですが、そういう行革大綱的なことがないなと思っているのが1点と、それから、大変恐縮な言い方ですが、行革委員も任命されているのですけれども、水道料の値上げだとか、何とかかんとかの値上げのときに、行革委員にご活躍していただくので

はなくて、私は、日常的に住民の行革委員と、それから職員の行革委員といいますか、事務方のほうの行革委員が、常に予算、決算なりを点検するような、そういうシステムは必要ではないかと思っているのですけれども。課長会議などがいろいろありますので、その中で頑張っているのだと言われれば、それまでの話なのですが、そういう見える化といいますか、そういうことをおやりいただきたいと思っているのですが、どうでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

行革大綱につきましては、議員言われたように、大変厳しかった時期がありまして、行革で職員の定数削減、それから、事業の見直しということをかなり大胆にやりまして、それから、職員の給与カットまで行ったわけでございます。

そういった時期だったので、その間はずっと行革大綱をつくりながら取り組んできたということでございますが、職員の給与も平時に戻りまして、大綱までは作成していないけれども、行革自体は続けていくということございまして、行革委員にもお願いしているところでございます。行革委員におきましては、いろいろ行革、こういうことをやっていますということは報告しながら、料金改定のときは特に、こういったことで料金改定をお願いしたいということで、過去に公共料金等の審議会というのがございまして、そこで行革委員と合併して、その公共料金等の審議会の機能を持たせたという部分もありますので、その部分でお願いをしているということでございますので、そういった部分の機能も持っているというところでございます。

行革委員に関しまして、今こういうことをやっています、定数はこうでありますとかという報告は必要かと思っております。日常的にというのは、なかなか難しいかと思いますが、年次報告的なものは必要かと思っておりますので、考えてみたいと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。うちの町村でいけば、本当に危機的なことではないと、私も思っておりますけれども、近場の町村ですとか、帯広市とか、いろいろそういうところで行革のそういう委員の中で、何億円カットになったよとか、いろいろなことが町民に知らされていることを思えば、財政の状況が安心のとき、今こそ、是非頑張って先の一手を打っていただきたいと思っております。

これで終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 10時56分

再開 午前 11時10分

○議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番吉岡信弘君。

○吉岡信弘君

先に質問しております2点について、一般質問をさせていただきます。

まず、小中学校・大樹高校のエアコン設置について伺います。

今年、本州では、7月と8月と命に危険を及ぼすような猛暑が続き、北海道、十勝においても熱中症警戒アラートが発令されました。このような状況の中で、熱中症対策を考えると、大樹町役場新庁舎では、地中熱を利用した冷暖房設備が整い、快適な職場環境ができました。また、新築された認定こども園たいきには、エアコンが設置されています。

一方で、小中学校・高校ともに、保健室の一部の部屋にしかエアコンが設置されておりません。児童・生徒を熱中症から守るため、早急にエアコンを設置することが重要です。

そこで、次のことについて伺います。

1、大樹小学校と大樹中学校にエアコンを早急に設置する考えはないか。

2、大樹高校にもエアコンを設置することで生徒の熱中症対策はもとより、高校の存続対策にもつながるものと思うが、町費による設置の考えはないか。

以上2点、伺います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

吉岡議員ご質問の小中学校・大樹高校のエアコン設置についてお答えをいたします。

1点目につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

2点目の「大樹高校にもエアコンを設置することで、高校存続対策につながると思うが、町費による設置の考えは」につきましてでございますが、学校の設置者である北海道が必要に応じて設備等を整備するものと思っておりますので、町費によるエアコンの設置は、今のところ考えておりませんが、地域から、エアコンの必要性についてご意見があったことは北海道教育委員会にお伝えしてまいりたいと思っております。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、吉岡議員のご質問の小中学校・大樹高校のエアコン設置についてお答えをいたします。

1点目の「大樹小学校と大樹中学校にエアコンを早急に設置する考えは」につきましては、現在、小中学校の保健室とパソコン教室には、エアコンを設置しておりますが、普通学

級や特別支援学級及び職員室等には、設置しておりません。小中学校では、児童・生徒の体調を確認するとともに、水分補給や熱中症の危険性が極めて高い状況下では、野外での遊びや運動は控える等の対応を取っておりますが、熱中症を未然に防ぐためにも、エアコンの設置は必要と考えております。

エアコン設置に向けては、ランニングコストや省エネルギー対策も視野に入れ、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

まず、1点目の大樹小学校と大樹中学校にエアコンをという、そのことについてまず再質問させていただきます。

何か今まで、事が起こってから動く傾向にあるということございまして、もう既に、道内でも非常に残念な事態が発生しているということございまして、命に関わることでもありますので、対応可能なことでもあります。既にもう、本州では、ずっと引き続き対策を取ってきていると、そういうことで、北海道も対策は可能、対応可能ということでは思っていますが。エアコンの設置は必要と考えているということ、設置に向けての検討を進めてまいりたいということございまして。こういう事態ですので、検討するということですが、何年を目処に検討をしているのか。もう既にある程度、こういう状況ですから検討されているのかと思っておりますが、来年度ということの明確な答えを望みたいと思っておりますが、いつを目処に検討されるのかお聞きいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

物理的な部分もありますので、お約束はできませんけれども、来年度設置に向けて、今、検討を進めている部分ではございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

町長から、来年度設置という明確なお答えをいただきまして一安心しているところでございます。こういう状況ですから、全国から各地でこういう要望があるのだと考えられます。現段階で考えられているとは思いますが、来年の夏に間に合うようにということだと思います。

それで、メーカー等に今、確認は行っているのか。また、来年度予算を組むにあたって、検討されていると思うのですが、来年、発注してすぐ夏に間に合うのかどうか、そこら辺、今の段階で検討されていることがあれば。もし、その中で、間に合わないようであれば、今

年度の予算でも補正を行って対応していくということも必要ではないかと思うのですが、そこをお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

来年度に向けて検討しているといのは、間違いないのですが、検討を始めているというところですが、言われるように物理的に来年の7月には完備しているという状況になれるかというのは、来年度予算の話ですので、単独費用でやるのでしたら、今年から予算を組んでということも可能かもしれませんが、今、補助事業、金額がかなりなものなるのですよね。それで、補助金が使えないものがないのか、それから、起債が使えないのかという調査も始めておりますので、そういったところで、来年度予算となれば、そこから入札、施工となれば夏に間に合うということは、難しいかもしれないので、その場合は、応急的な、今年も扇風機やいろいろ移動式のエアコンとか、あるもので対応するというところもあるかもしれませんが、緊急的な対応をしながらということも含めて、可能な限り早くやりたいとは思っているのですが、その辺も含めて、今、検討中ということでございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

いろいろなことも検討されているという中で、今、移動式のという話もありました。体育館等は、そういうものも利用していかなければならないでしょうし、いろいろ場所によって変わってくると思いますけれども。早急に検討されて、メーカーに確認されて、来年度の夏に間に合うようお願いしたいと思います。質問は終わります。

○議 長

2番目の質問に行ってください。

○吉岡信弘議員

高校の関係の質問をさせていただきます。

大樹高校にもエアコンを設置することで、生徒の熱中症対策はもとより、高校の存続対策につながると思うが、町費による設置の考えはということで質問をさせていただきました。この質問したことについて、道立の高校がある町について、事例を紹介されたのではないかと思いますので、そこら辺ありましたらお答え願いたいと思います。

○議 長

井上学校管理課長。

○井上学校管理課長

事例ということでございますが、十勝教育局にも町が費用を出して設置した高校はあるのかということで確認を取ったところ、十勝教育局では把握をしていないという回答をいただきました。

以上でございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

十勝ではないのかもしれませんが。私が聞いているところでは、道内に一つの町があるよう
でございます。これは、間違えていたら申し訳ないのですが。その町は、令和4年度のたし
か予算で、空調設備を含めた道立高校の存続対策に約8,000万円以上のお金を計上して
います。実際どのぐらいかかったのか、空調設備以外にもかけていると思いますが、存続対
策ということで、そのような数字が、私が検索した中では出ておりました。今、十勝管内し
か調査されていないということで、全道的には分からないということですが、道立ですから
全道が対象になるので、そこら辺のほうも把握をいただければよかったのかなと思います
が。確認されていなかったということです。

そういうことが今、道内にもあるということを私申し上げましたが、何か、今まで北海道
が町長、整備されるものだということの答弁でございましたが、町は、タブレットを貸与し
ていると思うのですが、これは助成の考え方になるのか、タブレットと例えばエアコンを設
置すると、金額は違うかもしれませんが、対策というか、助成の考え方に何か違いはあるよ
うには私は思えないのですが、そこら辺どのように考えますか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

タブレットも高校存続、高校生活を充実してもらおうということで、助成といいますか、購
入をして対応させてもらっているということでございます。コンピューターについては、
器具といいますか、ある意味消耗品のようなものでございますので、ただ、エアコンとなり
ますと、躯体の学校設備ということになりますので、そこに町費でということは、設置した
らそれで終わりでしたら、それはあるかもしれませんが、その後に電気代を払わなければな
らないのが北海道ですので、北海道が電気代はいいですよと、月100万円かかってもいい
から設置するというのであれば、考えられる場合もあるかもしれませんが、そこら辺のこ
ともありますので、こちらで設置をさせてほしいということも、道のほうのランニングコス
トという部分もありますので、よくよく相談しなければできないかと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

この時期ですから、先ほどもありましたように物価高騰とか、いろいろな面もありますの
で、町費での助成は難しいのもあるのかと思いますけれども、できれば検討いただきたい。
そして、また北海道教育委員会に伝えるということですけども、何か伝えるという言い
方、私の考え方でいくと、その命に関わることでありますので、もう少し強い姿勢を持って、

北海道の教育委員会に要請を行ってほしいと思いますが、そこら辺、再度お願いします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

高校の活性化につきまして、今年度も北海道教育長に要請に何う予定がございますので、その中の要請に加えたいと思います。

○議長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

次の質問に移らせていただきます。

通告2点目の公共施設の整備について町長にお伺いします。

町長は、先の選挙において、子どもの遊び場や旅行施設の整備等、いろいろ公約されていますが、選挙公約になかった次の2点の公共施設整備についての考えをお伺いします。

一つ目は、火葬場の改築の見通しについてでございます。

二つ目は、学童保育所を第6期大樹町総合計画で新築する考えはあるか。

以上、お聞きいたします。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

吉岡議員ご質問の公共施設の整備についてお答えをいたします。

1点目の「火葬場の改築の見通し」につきましては、南十勝複合事務組合火葬場は昭和50年の供用開始以来、48年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいることから、職員レベルでの検討や幕別町との情報共有を図ってきた経緯がございます。

実態として、幕別町にも早期改築の必要性についてはご理解をいただいていると思っておりますので、今後、早い時期に幕別町との協議や事業計画の検討に入りたいと考えております。

2点目の「学童保育所の概要と経過、施設の現状と利用状況、また、第6期大樹町総合計画で新築する考えはあるか」につきましては、学童保育所の概要と経過につきまして、学童保育所は、保護者が就労等により家庭にいない小学生の児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業で、平成22年6月から大樹町武道館で開設しております。

施設の現状ですが、武道館は昭和59年建設で、平成31年に管理人室を保育室に改修し、令和元年度、4年度に保育室にエアコンを設置するなど、保育機能の充実を図っております。利用状況は、8月現在の利用児童数60名で、内訳は1年生18名、2年生23名、3年生10名、4年生8名、5年生1名となっております。

「第6期大樹町総合計画で新築する考え」についてですが、令和4年4月に開設した認定

こども園たいきが隣接したことから、保護者から利便性が高まったとの声も耳にしております。公共施設等の整備につきましては、学童保育所に限らず、それぞれの施設の現状を把握し、住民ニーズやコストバランスなども踏まえながら検討していきたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

1点目の火葬場の整備についてでございますが、近年、故障等で近隣の火葬場を使用させていただくなど、好ましい状況ではないことは、もちろん皆さん周知のことでございます。視察等もいろいろされて、また、燃焼実験等も行われております。いろいろ検討されていると思います。そろそろ建設に向けて、具体的な検討に向けて、大樹・忠類も希望しているようございますので、幕別町忠類地区の部分、それから大樹町と、それから、組合と具体的な検討に入る時期が来ているのではないかと思います。

黒川町長は、組合長でもあります。何年度を目処に建設したいなど、何か腹づもりがありましたらお願いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

既に、数年前から近隣町村の新しく火葬場を建設した町を見学させていただいたり、どういった規模が良いのかという検討といいますか、事務レベルの検討は行ってきておまして、これから概要についてまとめていこうかなという段階ではございます。

ただ、いつやるかという部分では、具体的な時期については、ほかの公共事業との兼ね合いもありますし、現在、第6期大樹町総合計画の計画策定委員会を開催している状況でございますので、そちらの諮問を受けてから、優先順位をつけて取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

いろいろな計画の関連もあるということですが、これについても、いつまでも近隣町村のお世話になると、何かあった場合お世話になるということは、なかなか好ましい状況ではありません。また、建築資材等、今、いろいろ物価高騰で大変な時期ではありますが、いろいろな答弁がありましたので、早期に実施するよう検討していただきたいということで、申し添えて終わります。

2点目の学童保育所の整備について、再質問させていただきます。

この学童保育所は、本来であれば、役場の新庁舎や認定こども園たいきの新園舎より、先に建設されていた施設です。現在、建っております新しい海洋センターのプール、あの周辺

に、もう既にできて通っているという状況だったと思います。そのことについて、町長はどのように思っているかを聞かせていただきたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

議員言われるように、一度、実施設計までを終えて、入札までいっている案件でございますので、これは、早急に必要性があつての進捗だったと認識しております。

ただ、一旦、時点で、白紙にするというような答弁をしているかと思っておりますので、白紙からスタートと私は思っておりますが、現状、先ほど申しましたように、武道館でとりあえずやれているというところではございますが、いつまでも、その状況が好ましいとは思っておりませんので、こちら先ほどの火葬場と同じですが、優先順位をつけて、早いうちに専用施設というものが必要かと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

いろいろ後からもお聞きしたいことを、今言つていただきましたので、大変有り難いと思っております。学童保育所、先ほど黒川町長が言われたように、5期総合計画では、優先順位が高く、建設するように至ったという中で、いろいろ試算誤りだというもので、入札に至らなかったという中で、今後、このまま、武道館施設に間借りをしていく状況は、好ましくないと思っておりますので、いろいろ建設、先ほどもありましたが、いろいろな高騰関係もあります。

今、はっきりお聞きできなかったのですが、第6期総合計画の中で、例えば、町長が指示していけば、その中で検討されていくのかと思っておりますが、そこら辺再度お返事をいただきたいと思っております。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほど言いましたように、必要性を感じておりますので、第6次総合計画の中にも、どういった答申が返ってくるか分かりませんが、答申を見てからになります。その中に盛り込んであれば、私は早急に対応するように取り組んでまいりたいという思いは持っております。

ただ、ほかのものもありますので、一気にできるものではありませんので、順番というものは総合的に判断していきたいと思っております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

総合計画は、10年計画です。先の長い計画ですので、その中で、町長がこれを検討しなさいという指示があれば、総合計画にも検討の中に位置付けされるのかと思いますが、そこらの指示をお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

次に、6番、船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告してありますとおり、学童保育について、町長、教育長にお伺いします。

学童保育所は、保護者にとって子どもを安心・安全に預けることができる場所であり、子どもにとっては、お互いに分かり合いながら時間を過ごす生活の場、第二の家とも言える重要な場所です。今後も学童保育は、子育て世代における仕事と子育ての両立支援の拠点としての役割を担い、子ども達へより良い環境を提供していくことが重要です。

そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、学童保育所での長期休暇、春・夏・冬休みにおける給食の提供について。

2点目、武道館の室温管理について。夏場の高温対策について、お伺いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

船戸議員ご質問の学童保育についてお答えをいたします。

1点目の学童保育所での長期休暇における給食の提供につきまして、保護者の家事負担の軽減という面での効果はありますが、食事を希望する児童の取りまとめや、発注コストを考慮した料金の設定と徴収、食物アレルギーへの配慮、感染症や食中毒対策などのほか、食事の準備や後片付け、配送は誰が行うかなど、多くの課題があると認識しております。

このため、当分は、先行地域の取組状況などについて情報を収集していきたいと考えております。

2点目の武道館の室温管理についてですが、小学校の夏休み期間は、午前10時30分から正午まで、午後1時30分から午後4時まで運動場を使用しております。使用にあたっては、転校や気温によって窓や扉を開けて、風通しを良くするほか、30分ごとに児童全員がエアコンのある部屋で休憩し、小まめに水分補給をするなど、児童の健康管理に十分配慮をして保育を行っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

先ほど、食事の希望する児童の取りまとめや発注コストを考慮した料金の設定と徴収、食物アレルギーへの配慮など、多くの課題があるという説明がありましたが、私は、この給食の提供というのは、あくまで給食事業の延長として考えております。そのため、給食事業のマニュアルに沿って衛生管理やアレルギー対策、その他のマニュアルは連動し、対応可能だ

と考えておりますが、その点についてお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

給食事業の延長ということであれば、給食のマニュアルどおりにやらなければならないと思いますけれども、それをやる施設が学童保育所にはないと思います。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

それでは、給食センターについて少しお聞きしたいのですが、長期休暇中の給食センター、メンテナンスなどをされていると思いますが、実際の給食センターでは、職員の体制など長期休暇、給食の提供は可能なかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議 長

井上学校教育課長。

○井上学校教育課長

給食センターにおける長期休暇中の部分につきましては、まず、施設のメンテナンス、ここは、通常、平日給食の提供をしている期間については、メンテナンスはできないということになりますので、その部分を長期休業中に行っていくと考えております。

また、合わせまして、機器点検、それとか児童・生徒に配布しております食器、そういう部分の点検も含めて、その休み期間中に行っているということ。また、調理員につきましては、この長期休暇に合わせまして、休暇を取っていただくとか、そういう部分もございます。

そのように考えると、提供できないのかという部分については、ある程度、本当に日数が限られた中での提供はできると思いますが、ただ、先ほど町長も言ったように、学校給食のマニュアルというものもございますので、衛生管理の部分も含めると、本当に短期間というか、1週間できるかできないか、実際のところはそのような状況になるかと、今、考えているところでございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

先ほど、様々な課題を考慮し、1週間提供できるかどうかという話だったのですが、これから課題を少しずつクリアしていくために、早急な試験的導入を求めたいと、私は考えているのですが、その点についてお伺いします。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいま言われました試験的導入ということでございますが、今、申し上げましたとお

り、学校給食センターというのは、あくまでも学校教育の給食を支給するという目的でつくられている施設であること。さらには、その給食に関する様々な補助等につきましては、学校給食ということについて限定して出されているものでございまして、それ以外のエクストラの給食提供ということについては、そういったものは一切入らないということでございますので、やはり、先行的にやっているところもあるやにも聞いておりますけれども、そういった課題をどのようにクリアしているのかということ等も十分に検討しながらということが必要かと考えてございますので、今後、研究・検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

こども家庭庁も、小学校の夏休みに伴う学童保育での給食の提供の推進に乗り出したということもお聞きしております。他の地域では、宅配弁当の活用など、あらゆる方策を使って検討を進めているところもあるのですが、私は、やはり子ども達のことを考えると、宅配弁当などを推進するのではなく、あくまで学校給食の拡充ということに重きを置いて考えていただきたいと思います。

やはり現在、食材の高騰、これはもう、直接子ども達だけではなく各家庭に響いてきております。子ども達の貧困、また、食の確保のためには、これから学校給食事業だけではなく、学童保育にも給食が提供できるような施策を進めていただきたいと思うので、そこについても検討していただきたいと思っております。

長期休暇における給食の問題は、貧困家庭での大きな問題の一つでもあり、十分な食料を買うお金がない、また、給食がなくなることについて心配だという声もあります。是非、給食の提供のために、最善を尽くしていただきたいと思いますので、町長、教育長にお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

長期休暇における給食という部分で、現在も、数回ですが、ご飯だけ持ってきていただいて、カレーを提供するというのもやっておりますので、これはレトルトのものを利用してということなのですが、調理してというのは、なかなか難しいとは思いますが、あるもので、そういった日を若干増やすというようなことは可能かと思っております、その辺は検討してみたいと思いますが、よく預けている子どもの親御さんのニーズというものを、まずお聞きして、そういった議員の言われる懸念は分かるのですが、実際にその希望が多いのかどうかということから、まず調査してみたいと思います。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

長期休暇のお弁当の問題は、保護者の負担感に目が行きがちですが、やはり、学童で過ごす子ども達にとって、お昼ご飯はどうあるべきかというのを一番重要に考えていただきたいと思います。作り立てで、温かく、栄養バランスに配慮された学校給食を少しの日数でも良いので提供できる体制をとってもらい、子ども達にとっても、保護者にとっても、大樹町が子育てと仕事の両立を推進しているのだと感じられるように進めていただきたいと、私は思っております。

2点目の武道館の室温管理について、再質問させていただきます。

先ほど、使用にあたっては、天候や気温によって、窓や扉を開けて風通しを良くするほか、子ども達がエアコンのある場所で休憩し、職員が児童の健康管理に十分配慮されているとお聞きしましたが、私もそう感じております。熱中症予防、うつ熱の予防のためには、やはりエアコンの効いた学習室での活動が中心となるとは思いますが、曜日によっては、少年団活動やクラブ活動での練習の場として利用されているので、エアコンや大型扇風機などの武道館に適した空調設備を導入している自治体も多いと思うので、その点について、導入をするかどうか、検討されるかお伺いしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先ほど、小中学校のエアコンについてもご質問いただきましたが、まずは、教室で授業が受けられることが大事だと私も思っておりますが、学童保育所に関しては、間借りでやっているという部分もございますが、その中で要望が多かったのが、学習室については、全てエアコンがついているという状況ですので、ある意味恵まれていると思っております。それで、アリーナというか体育館の部分に、空調設備がつけられないのかという部分ですが、優先順位から考えて、まずは、小学校、中学校、それから、もしできるなら体育館ということもあるでしょうが、体育館を冷房するというのは、私、聞いたことがありませんで、本州など、あるいは大きな体育館ではあるのかもしれませんが、学校の体育館で冷房がどうなのかというのは調べてはみたいと思いますが、武道館が先ということ、難しいかと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

先ほど、武道館についても難しいということでしたが、やはり、武道館は建物の構造上、熱がこもりやすく、気温が高くなる、そういう構造になっております。そのため、クーラー設置工事などは、高額な費用が予想され、やはり現実的ではないのかと私も思っておりますが、扇風機や大型ファン、冷風扇など工事が不要なものも多く、スポットエアコンや、今

は移動が可能なエアコンもあります。また、武道館での使用目的だけではなく、災害時の避難所の機能強化という観点で考え、併用が可能な移動式エアコンなど、導入の検討や試験的な短期レンタルなど検討していただきたいと私は思っております。

その中でも、B & G財団の補助制度などもあるということもお聞きしたので、その点も踏まえて、今後検討していただきたいと思っておりますので、その点についてお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

緊急臨時的な措置として、大型の業務用扇風機というものを導入するというのは、既に、教育委員会が事務所でも扇風機で対応しているということで、お聞きしましたら数千円だというものもありますので、数千円に限らず、そう高額なものではないと思っておりますので、大型の扇風機等々を準備しておくというのは、言われるように災害避難のときにも使えるものでございますので、そういった面で、是非導入を考えたいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

やはり一番大事なことは、子どもの体調、様子の変化を注視すること。また、児童自らが、熱中症の危険を予測し、安全な予防行動をとることができるよう教育・指導していくことも必要かと思っております。

現在の学童が、子どもがより良い環境で過ごすために、あらゆる最善の対策をしながら、将来的には、先ほどの同僚議員と同様に役場庁舎のような年間を通して安定した温度が保てる空調設備が整った学童が望まれますが、それまでは、可能な限り対策を講じていただきたいと思います。最後に、その点についてお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

学童保育所につきましては、過去の経緯もございまして、先ほど答弁させていただきましたので、繰り返しになりますので割愛しますが、必要性は感じているということでございまして、次の総合計画の中で優先順位を決めながら取り組んでいく、その中に盛り込むことはお約束できると思っておりますので、順番についてはこれからの検討ということになりますけれども、検討させていただきたいと思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ありがとうございます。これで、一般質問を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長にお伺いをいたします。

国民健康保険税の子どもの均等割の改善についてお伺いをいたします。

国民健康保険税の未就学児の子どもの均等割の一部が軽減されております。子育て支援の観点から、国や道に対して、引き続き国民健康保険税の免除、そして、軽減措置の拡大を求めてはどうかお伺いをいたします。そして、町独自で免除や軽減措置を拡大する考えはないかお伺いをいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員ご質問の国民健康保険税の子どもの均等割の改善についてお答えをいたします。

1点目の「子育て支援の観点から、国や道に対して引き続き国民健康保険税の免除や軽減措置の拡大を求めてはどうか」につきましては、厚生労働省が令和4年4月から始めた未就学児に係る均等割5割軽減の制度設計に対し、国と地方で必要となる財源規模に考慮したものであること。また、この措置の対象者や軽減率の拡大については、引き続き地方団体と協議を行いながら、検討していくこととしていますので、当面は、運用状況を注視してまいります。

2点目の「町独自で免除や軽減措置を拡大する考えはないか」につきましては、全国的に見ると、独自で軽減範囲や軽減率を拡大している自治体もありますが、現在、令和12年度の保険料率の統一に向けた取組を進めているところでもありますので、当面は、状況を見ながら、必要と判断した段階で、財政状況等も考慮し、検討してまいりたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

特に2点目の町独自での減免という、又は軽減措置ということの考えですけれども、この国民健康保険税の均等割、これは普通、社会保険にはない。社会保険には子どもが2人いようが、5人いようが関係ないのですが。国民健康保険税について、収入のない子どもがいて

も負担があるということで、これは、やはり公平性に欠くのではないかと、私どもはそう考えているのです。それで、これは地方6団体、それも共通して国に要望し続けてきたことで、結果、未就学児の半額、5割軽減ということになったのですが、その残りの5割、これについて引き続き要望はしていただきたいと思います。そして、この令和12年度の統一、私は、この機会に是非やっていただきたいと思います。いろいろな制度を変えるごとに、またいろいろ、財政的にもお金がかかるのです。そのたびに、細切れでやっていると。そういうことではなくて、こういうときに一緒に軽減措置をなくして、免除という制度を同時につくってもらいたいと考えております。少なくとも、私は18才までと考えますが、今の段階で就学前まで、是非、制度を国保の統一のときにやっていただきたいと思います。その点について、町長、どうでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

均等割は、社会保険にないということでございますが、これは立て付けの違い、つくり方の違いだと思うのですが、国保に関しては、応能応益という大きな分けがありまして、家族が多ければ、増えるというのは、応益割のほうでございまして、所得割とそれから均等割と、平均割ですね、それで割りつけている部分がございまして。これは、国保税の国保料と税のつくり方の違いだろうと思いますので、そうすると、社会保険に習うと、今度は応益割が多くなるということになりますので、それが、良いのか悪いのかという議論は、ずっとやられてきたことかなと思っております。その中でも、改善が見られたのは、資産割とか、そういった部分で既にもう行われているというところもございまして、そういった経過があるということで認識をしております。

令和12年の統一のときに、同時に減免をしてはどうかということでございますけれども、これも、全道統一でいくということが決まって、それに従ってやっておりますので、全道的な動きが出れば、それについての議論はされるのかと思っておりますけれども、その辺は、こちらから発信するというよりは、全体の動きを見ていきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

全道的な動きということで、この統一に合わせてやるとしたら、そういうことですね。ただ、まだ先、12年ということで、あと7年ありますので、是非1日でも早く、1日というか1年でも早くということであれば、6次の免除ということで、少なくとも就学前までは、町の財政状況も考慮してということでもありますので、財政状況が好転していった場合、また、財政状況ですから、いろいろな財政の支出の兼ね合いもありますので、そういうことを考えて、どれが優先ということはいませんが、特にこの公平感のあるところは、やはり少なくとも是正していただきたいと思います。と考えております。

そのようなことで、今までも町長おっしゃいましたが、確かにこちらを少なくすれば、あちらが増えると、これは今までも資産割ということであったのです。廃止したときも、そういう声はありました。しかし、そういっても、あの当時、特に農業者が、資産割が多かったということなのですが、農業者の土地が資産になるのかという、これは、いろいろ考え方はありますが、やはり、農家にとっての土地というのは、これは必要な生産手段であって、その財産という、一般的な財産とは意味合いが違うということで、この資産割の廃止ということで、話は進んでいったと、当時のことを思い返し、私が1期目のときでしたか、もう大分経ちますけれども。そんなことで、是非、免除の拡大を求めていっていただきたいし、また、町独自でも検討していっていただきたいと考えております。以上で、よろしいでしょうか。

○議 長

はい。

○志民和義議員

それでは、2点目の個人商店のリフォーム制度の創設について伺います。

住宅リフォーム制度や、また個人住宅新築への助成制度が好評と聞いております。近年、町内で営業している個人商店へのリフォームの支援が求められております。

そこで、個人商店へのリフォーム制度創設を考えてはどうかお伺いをいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

志民議員ご質問の個人商店のリフォーム制度創設についてお答えをいたします。

個人商店のリフォームにつきましては、店舗の長寿命化や省エネルギー化、良好な景観の確保などの見地から、重要なことと認識しております。

しかしながら、本来は、事業経営の中で必要により行うものであります。中小企業の振興を図るため、町では、設備資金等への融資制度を設け、融資資金に対する利子や保証料の補給を行っておりますので、こちらをご活用いただきたいと思っております。

今後、ニーズが高まり、商工会から要請があれば実施の必要性を含めて検討してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

商工会から要望があればということで、商工会から要望があれば、当然必要性はあると理解しています。一般住宅に対する助成とか、それから新築住宅への助成は、やはり今のこういう時代、そして、古くから営業されている方が、今、なかなかこの個人商店、個人経営というのは非常に、私の考えでは、消費税導入後、大変厳しくなってきていると理解しているのです。

そうであるならば、どこかで支援していかなければ、やはり個人商店はなかなか厳しい。

そして、片方のほうで、大型店というのが、どんどん進出して、そういうところが厳しくなっていくということは、もう大樹に限らず、どこでもそうなのですけれども。

そういうことから、この個人商店へ支援というのは、是非必要だと考えておりますが、再度、町長にお伺いします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

個人商店の経営が厳しいというのは、社会情勢上、人口も減っていますので、影響があるというのは理解をしているつもりです。

ただ、個人商店が厳しい中の一番の問題点は、後継者問題だろうと思っております、商店の場合は、なかなか後を継ぐ方が少ないという問題があつて、私の代で終わりという方が多いということもありまして、投資意欲があるようには、あまり見えていないのですけれども、その辺のニーズというものが、本当にリフォームして長くやりたいという方がおられるのかも含めて、商工会とも相談してみたいなと思っております。

町では、新規に店を構えるとか、新たにやろうというところには、起業家支援ということでバックアップをさせていただいておりますが、そういった制度に準じたものが、この既存店でも必要かどうか相談しながら考えてみたいと思います。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そうですね、新規の場合はそういう制度があつて、しかも、それならば、既存の商店に対しても支援の考え方がどこかでできないかと、今、答弁を聞いて思うのですが。やはり、後継者がいないというのは、なぜいないのかというところが、また複雑ですよ。将来的な見通しがわからないからなのか、本当に商店の子どもだから必ずしも好き嫌いもあるでしょうが。ただ、事業をやっているうえで、従業員が引き継いでいるという会社もあるわけですね。私の身内でも、そういうのを、大樹ではないですが、出てきておりますので、そういうことも考えたら、そういう事業を引き継ぐ場合での土台として、こういうリフォーム制度も既存の事業所、商店なんかにあつても必要だと私は考えます。そのことを十分考慮して、今後検討していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議 長

次に、2番、寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告しておりました大樹町再生可能エネルギー導入計画について質問いたします。

本計画は、昨年1月に表明したゼロカーボンシティ宣言に基づき、脱炭素社会実現に向け

て、地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標や将来ビジョンを示し、町民、事業者、行政が一体となって総合的かつ効果的に地球温暖化対策を推進することを目的とした計画ですが、次の点についてお伺いをいたします。

1点目、本計画の進捗状況について。

2点目、町民に対する意識調査の実施について。

3点目、脱炭素社会に向け、公共施設の暖房燃料を重油からバイオ燃料への切替えについて。

4点目、温室効果ガス排出量における廃棄物部門の排出量の削減目標について、一般廃棄物の取組目標数値が、基準年度、2019年ですが、2,023トン、これは1年間です、これに対して、目標年度の2029年、1,780トンと約12%減程度に止まる理由について。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

寺嶋議員ご質問の大樹町再生可能エネルギー導入計画についてお答えをいたします。

1点目の本計画の進捗状況についてであります。本年2月に2023年度から2030年度までの8年間を計画期間とする大樹町再生可能エネルギー導入計画を策定したところであります。初年度となる本年度は、10月頃を目処にゼロカーボン推進協議会を開催し、施策の展開に向けて協議していくこととしております。

2点目の町民に対する意識調査の実施についてであります。計画を策定するにあたり、昨年10月に無作為に抽出した1,500人の町民に対し、意識調査も含めたアンケート調査を実施したところでありますので、現段階で新たな意識調査を行う考えはございません。

3点目の公共施設の暖房燃料を重油からバイオ燃料への切替えについては、令和4年度から生涯学習センターと大樹小学校の暖房燃料の木質チップによる供給を行っているところであります。さらなる二酸化炭素排出削減に向け、公共施設の暖房燃料等を化石燃料から再生可能エネルギーに切り替えていくことが重要だと考えております。現在、民間企業では、町内の牧場に協力をいただいて、家畜ふん尿からバイオメタンを製造する実証実験を行っているところでもありますので、地産地消の観点からも、公共施設へのバイオメタン活用について検討していきたいと考えております。

4点目の一般廃棄物の取組目標数値が12%程度に止まる理由であります。この目標値は、令和2年から10年計画で作成した一般廃棄物処理基本計画を基にしており、この計画を作成する際には、環境省で定めたゴミ処理基本計画指針に基づき、人口動態も考慮し、作成したものでございます。

以上でございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

まず、1点目ですが、先ほど町長の答弁にもあったとおり、8年間を計画期間としているとありました。やはり、私は、もう少しスピード感のある計画にすべきではないかなと感じるのですが、この再生可能エネルギーの導入計画という建前ではなくて、最終的には地球温暖化対策につながる、若しくは、CO2削減対策につながる、こういうことだと思いますので、再度お聞きしますが、この計画書が途中で見直しをかけて、2026年ですよ、せめてこれぐらいのときまでに、ある程度のものは必要ではないかと私は感じているのですが、これについて、町長どうお考えですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

計画につきましては、8年間ということがございますけれども、実行が8年間かけてやるということではなくて、できるものから早くやるということは、議員のおっしゃるとおりだと思っております。いろいろな補助事業もあまして、そちらのほう、管内では全道で数少ない脱炭素先行地域が2か所もございます。また、重点地域に指定されているところも3町村でしたか、ありますので、そういったところを参考にしながら、私どもも、できることを手を挙げて早く取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

実に、町長の今のご答弁にもあったように、やはりスピード感といいますか、先行事例が結構ありますので、じっくりその辺はスピード感を持ってやっていただきたいという感じがします。

それで、これは町長の公約にもありましたし、さらには、6月の定例会の執行方針にも明記されておりますので、やはり、この計画そのものを加速させていくためには、いろいろな情報を取り入れながら進めていただきたいと思えます。

次に、2点目に入ります。

昨年10月に無作為に抽出して、1,500人の町民に意識調査を実施したとありました。ですが、最終的な結論として、一時的だと思いますが、今後、現段階では意識調査をしないということですが、やはり私は、定期的に環境に対してどれぐらいのことが理解されているかということをやっていく必要はあるのではないかと気はするので、最低でも年に1回ぐらい。例えば、この本計画書にあるBAU排出量、専門の方は分かるかと思うのですが、通常何もしない状態であったら、現状すう勢であれば、このぐらいの排出量ですよという、このBAUという言葉を使ったりしていますよね。

ですから、この辺のところもお知らせする意味で、いろいろな調査をして、町民の環境意

識を上げるということが、私は必要ではないかと思えます。

これについてどう思いますか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

町民の意識を上げるという点については、全くその通りだと思っております、今回の再生可能エネルギー導入計画を作成するにあたって、アドバイザーとしてお願いしておりました北大の先生も、やはりその町民の意識を変えていくというか、意識してもらうということが非常に大事で、いろいろな会合で脱炭素の話はしていくことが大事だということのご指摘がありました。私は、その点は非常に重く受け止めておまして、先に行いました町長と語る会、あるいは未来創造会議等々でそういった場面、あるいは中学校、高校の生徒との対話の場面があれば、そういったところでもこの脱炭素の話、環境の話というのは、皆さんどう思いますかということをごんごん話していきたいと思っております。残念ながら、今回開いた会議は時間切れで、なかなかそこまで行けなかったのですが、私の意識の中では、本当はこの脱炭素問題というのは、本当はざっくばらんに話をしたいと思っております、これからありとあらゆる場面で、そういったものに意識をしていって、町民の意識を高めていくということに取り組んでいきたいと思っております、それがアンケートでなくても、そういった場面をつくっていききたいという部分では同じ思いでいると思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

町長の言われたとおり、やはり、別にそのアンケート調査だけでなく、セミナーであったり、ワークショップであったり、いろいろな形で情報提供をするということは、非常に大事ではないかと思えますので、是非、進めていただきたいと思えます。

次に、3点目に入りたいと思えます。

3点目になりますが、これも町長の答弁にもあったように、令和4年からスタートしている、これはスマート街区の自営線で、電力、熱供給の一元管理をして、CO₂削減を図ると。公共施設の暖房燃料を、やはり化石燃料から再生可能エネルギーに切り替えていくことが重要だと。このスマート街区から私も質問させていただいておりますが、全く同じです。ただ、先々月、7月にも火葬場でのバイオメタンのLBMですね、これの実証実験もありました。非常に有効だという、そういう感触を得ているのですが、もう実際、そういう段階にまでもう行っているはずですが、最終的には、やはりコストですよ。やはり、少し化石燃料よりも高い、だから、どうしようかというような、そういう迷いが、どうしてもこの環境を意識すると、高くても良いのではないですよ。やはり、できる限り安くコストというのは、考えなければなりません。

でも、排出量という観点でいくと、新しいものの見方、つまり、使っているところでは確

かにコストは安いですが。でも、排出量は、作る、運ぶ、使うまでを全部、今、このサプライチェーンで全部、その排出量を計算したら、では、実際、本当にこの使うときに安いからいかという話には、なりづらいのですよね。もう、そういう意識を変えないといけない。だから、コストという部分も、やはり解決するには、町長は今、考えているとおりです。この地元で、バイオメタンを地産地消ですね、作って、すぐそばで使うというスタイルにすれば、コストの問題も私は徐々に解決できると考えますが、これについて、町長、どうお考えですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

先日、火葬場でのバイオメタンの燃焼実験というものをさせていただきました、成績としては、良好な成績であって、現在、灯油で行っている熱量と遜色ないということでいただいております。技術的といいますか、可能だと思っております。

ただ、実際やるとなれば、では、バイオガスを十分に供給できるのかと。供給と需要の関係でございますが、その辺は、不安定要素があります。バイオガスを安定的に製造して、供給できるかという部分は、まだ確定していないところがありますので、そうすると、では、ガスがないという状況が起きますので。どうするかというところでは、天然ガス、LNGとバイオガスとほぼ同じで、代替性があるということですので、ボイラーもLNG、都市ガス用のボイラーは既にあるものですから、それで運用している火葬場というのは、たくさんあります。それを持ち込んで、そこにバイオガスを供給するということでは、十分使えると聞いておりますので、でしたら、LNGとリキッドかどうかは別として、天然ガスと、それからバイオガスとを併用してやれるということができると、今、思っております、その辺はメーカー、あるいはガス屋と相談しながら、いろいろ問合せをしているところであります、天然ガスの供給はできるという答えもいただいております。コストの問題がありますが、天然ガスは、価格が決まっておりますけれども、LBMの価格というのは、未定な部分がありますので、その辺、今後の協議の中で考えていきたいと思っております。

また、火葬場に限らず、ほかの公共施設もこれから造る部分で、例えば、化石燃料から、そういったLNGも化石燃料ではないとは言えないのですが、CO₂の排出量は3分の1になるということもありまして、天然ガスとバイオガスの併用というものの仕組みというのが、ほかにもどんどん応用できるのではないかと考えております、そういったところも併せて、そのメーカー、あるいはガス屋と今、協議をさせてもらっているところです。当町で、これからロケット、開発中のインターステラテクノロジズも、これは液化ですが、液化のバイオメタンを使いたいというような意向もありますので、その辺の供給と需要のバランスも考えながら、今後の再生可能エネルギーの導入についても考えていきたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

本当にそのとおりで、私も町長と同じ考えで、一つにこだわるのではなくて、やはり、いろいろ併用したりするのは非常に有効だと思います。簡単に言うと、ハイブリッドということになるのですが、そういう考えで、進めていくことが重要かと思います。

さらには、私の知っている範囲では、CO₂排出ゼロであるバイオディーゼルという燃料もあります。これも、灯油の代わりに使える可能性が十分ありますので、恐らく、まだ管内でそれほどそこに注目している方は少ないので、今後、これは私の単なる予想ですが、取り合いにあるのではないかと。そのような気がしますので、そういう意味では、本当にこの環境に対する考えというのは、先取り、先取りなのですよ。そこの意識を強めていただければと思います。

次の4点目に入りたいと思います。

これは、先ほど町長の答弁にもあったとおり、一般廃棄物の削減目標が最終的に一般廃棄物処理基本計画や環境省の定めたごみ処理基本計画指針に基づいたということなのですが。実は、この削減目標は、もちろん、今、行政が計画を策定していますので、行政から見ると、私はそれが一番妥当という感じはしますが、やはりこれ、前回の定例会でもあったように、同僚議員のごみ処理の問題にも関係しています。分担率の問題にも関係しています。一番の主演というのは、実は排出者ですよ。この排出者にやはり、その環境意識を持ってもらって、ごみをできるだけ減らしていくということが大事です。行政としてはやはり、その指針をあまり、簡単に言うとぬるい目標では、私はおかしいのではないかと考えているのです。

ですから、もう少し厳しくするというのは決して妥当かどうかという判断にはなりません。もう少し、意識を先に持たせて、これは専門的に言うと、多分ご存じの方もいるかもしれませんが、エシカル消費というものがあります。つまり、いろいろなことを考えて、どう何を消費したら一番いいのか。そして、ごみをどれだけ減量化するかという考え方です。こんなのも、先の町民の環境意識と関係していますが。やはり、そういうことが大事ではないかなと私は思っていますので、この削減目標について再度お聞きしますけれども、そういうことにつながるような計画でなければならないのと私は思いますので、町長、どう思いますか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

この計画にある数字というのは、先ほど言いました指針とか、そういったものを兼ね合わせて機械的にやっただけと言え、そういった部分はあるのですが、現実には、ありとあらゆる問題が、方面から、この排出量の問題というのは考えなければならないと思っています。

まず、再生エネルギー導入計画なのですが、導入する計画ではなくて、まず削減ありきな

のです。削減ありきで、導入をして、それから、森林で補うというような3段階でありますので、まずは削減なのです。特に、ごみに関しては、廃棄物に関しては、削減が第一でありまして、まず削減、そして、資源化ということを再利用化というのが一番大事でありまして、それは、この計画とは別な方向で、うちの環境衛生係のほうで毎月のように広報紙にごみの分別をしっかりとしましよと、これからキャンペーンを組んでやっていくということで、持ち込みごみの問題もありますので、そういったごみの量を減らしていくということが、一番大事でありまして、その次に、ありとあらゆる再生可能エネルギー等々を利用したということになってくるのでしょうか。その点で、まず、ごみの減量、再資源化というところに高い意識を持ってもらうというのは、議員の言われるとおりでありまして、これは、この計画とは別な部分でどんどん取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

全くそういう方向性で進めていただきたいと思います。

先ほど、町長の答弁でもありましたが、まず、この暫定的な計画にはありますが、第一段階として、省エネによる削減。第二段階として、エネルギーの適切な転換。これが先ほど言った再生可能エネルギー導入ですね。最終的には、どうしても吸収できない部分を森林の吸収で補いましょうということなのですが。やはり、これはJ-クレジットとか、排出量より吸収量が多かったら、それをクレジットとして販売して、これも実際やっているところもありますよね。それを、実際、その財源をいろいろなボイラーの更新に使うとか、あと、子育て支援に使うとか、いろいろなことを実際にもう先行的にやっている地域もあります。ですから、本当にそういう意味では、必要ではないかと私は思っています。

1点目から4点目、全部なのですが、私は実は、ここに大樹町の皆さんも御存じのように、今年の3月2日に「ゼロカーボン北海道と私たち」と題して、生涯学習センターで、この活動推進センターの宇山さんが講話をされました。

その中で、やはり一番印象に残ったのは、我慢していろいろ省エネするのだとか、負担のかかる再生エネルギーを使うのだとか、価値が、若しくは意識がそういう方向にとらわれがちかと。それを、新しく全く違う質を高める手段として、この気候変動対策があると切り替えることが最も重要だと、価値観を変える必要があるということを書いていましたので、私も全くそのとおりだと思うのです。町長も多分同じではないかと思うのですが、再度これについていかがでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

3月2日の講演には、私も行っていたと思うのですが。無理をしてということではなく、生活の価値観を変えるというのは、全く同感でありまして、意識を変えるというのは、役場

の中も声をかけているのですが。ごみの出し方一つとっても、再生に回せるごみを燃やせるごみに出している部分というのが結構多いのです。書類なんかもそうなのですが。意識があまりなく、なんとなく再生に回せるのにごみに出してしまうというところもあるのですが。知らないことが多いのです。この紙は、再生に回せるのか、回せないのかと。知識がないまま、本当は回せるのに、回せないと思い込んで燃えるごみに出してしまうということは、これは、職場でも家庭でもあるのだと思うのですよね。そういったところを、いや、これは再生に回せるのですとなれば、ごみの量はぐっと減ると思うのです。大樹町のこのごみの出し方の中で、燃やせないごみの一般の回収が、広尾町から見たら、非常に多いということがありました。これは、ずっと長いことそうなのですよね。そこは、なぜかなというところを担当課とも話すのですが。やはり、分別をしっかりとしないで、分からないが、燃やせないごみに、青い袋、赤い袋に入れて出してしまうというところが多いのではないかという部分なので、この辺は、それをやることによって、自分も助かるけれども、社会も助かるのだと。

先日、高校生が、自由研究と申しますか、研究の中で、海洋プラスチックの問題を研究して、漁業協同組合のほうに行き、インタビューしながら研究されていた行動がありましたので、ああいったことも非常に、省エネとは違うのかもしれませんが、環境という問題では、そういった意識を持ってもらったこと、実際に調べて海洋プラスチックの問題について学んだということが、非常に大きなことだと思っていて、そういったことをきっかけに、こういうのが全町に広がるように私どもも啓発していきたいと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

やはり、町長の今の答弁にあったとおり、本当にこのテーマは、再生可能エネルギー導入ということでの質問でしたが、最終的には、温暖化対策であったり、脱炭素社会の実現であったりという方向だと思います。今、町長の答弁にあったように、一つ一つ細かなところを、どんどん解決していかないと、私は、やはりこの醸成、つまり、じっくりやっていくということが最も必要ではないかと思えます。

もう一つ、先ほどの宇山さんのセミナーで、今まで商売というのは、普通、商売での観点での話ですが、売り手よし、買い手よし、世間よしという、この三方よしに、今は、未来よしをつなげて、四方よしにするのだということは、私はとても印象に残っております。やはり、今いいからいいではなくて、この未来も良くならなければ、このテーマというのは、そこを意識しないと、私は変えられないと思えますので、そういう生きがいを持って、どんどん進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、播間章浩君。

○播間章浩議員

先に通告しました第5期総合計画の成果と町民の住みやすい町への取組についてお伺いいたします。

町では、第5期総合計画で、「地域情報化の充実」を示し、ハード事業を中心に整備を進めてきておりましたが、次期総合計画の策定に向けて実施した町民アンケートでは、行政サービスのデジタル化への期待が高いことが分かりました。また、「広報広聴の充実」については、広報紙やホームページの情報発信を行っておりますが、加速するデジタル化への柔軟な対応が必要であると考えております。また、雇用面では、雇用機会の拡大推進として、高齢者の雇用機会の拡大や、男女共同参画に伴う雇用条件、職場環境の整備促進が示されておりましたが、若者や女性雇用に関しては、積極的な政策事業が取られていないと感じております。

そこで、以下の点をお伺いいたします。

- 1、町のデジタル田園都市国家構想及び自治体DXへの対応状況について。
- 2、住民票等のコンビニ交付の実現に向け、自治体基盤クラウドシステムの導入の状況について。
- 3、広報のデジタル化の検討状況と今後の方向性、また、担当職員のスキルアップについて。
- 4、多様化するライフスタイル、社会的属性に合わせたセグメント配信の検討について。
- 5、町内企業と人をマッチングさせるための地域に特化した求人サイトの整備についてお伺いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

播間議員ご質問の第5期総合計画の成果と町民の住みやすい町に向けての取組についてお答えをいたします。

1点目のデジタル田園都市国家構想及び自治体DXへの対応状況につきましては、今後、国の交付金を活用しながら、地域経済の活性化や人口減少、少子高齢化への対応、行政手続のオンライン化など、デジタルの力を活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて取り組

んでいきたいと考えております。

2点目の住民票のコンビニ交付の実現に向けた自治体基盤クラウドシステムの導入状況につきましては、当町は現在、未導入であります。住民票のコンビニ交付は、令和5年9月1日時点で、全国で1,179市町村が導入済みとなっており、そのうち、自治体基盤クラウドシステムによる導入は125団体と確認しております。当町でも、住民ニーズの高い行政サービスと捉えて、早い時期での導入に向けて、検討を進めているところであります。

3点目の広報のデジタル化の検討状況と今後の方向性、担当職員のスキルアップであります。広報のデジタル化については、紙媒体で発行している広報紙をデジタル化し、町のホームページを通じて、スマートフォンやタブレットなどから閲覧できるようにしております。今後の対応としては、近年、管内の自治体でも導入が進んでいるLINEを活用した情報発信を検討中で、登録した方に伝えたい情報を直接配信できる仕組みを構築し、住民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

また、担当職員へのスキルアップにつきましては、北海道が主催する広報広聴技術研究会への参加や日本広報協会が発行する月刊誌の購読などにより、研鑽を重ねているところであります。

4点目の多様化するライフスタイル、社会属性に合わせたセグメント配信の検討についてであります。属性や欲しい情報をあらかじめ設定することで、必要な情報のみを選択的に受信できるセグメント配信は、LINEを活用することで可能となる部分がありますので、検討していきたいと思っております。

5点目の地域に特化した求人サイトの整備についてであります。町内の事業所などからは、求人しても、なかなか応募がないという声も聞いており、労働力の確保を図ることは、必要なことだと認識しております。管内では、地域の求人情報をまとめ、就業を促進するためのポータルサイトを立ち上げた自治体もあるところですが、サイト整備費用やサイト整備後のランニングコスト、管理運営など、考えていかなければならない部分もありますので、今後、必要性も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

まず、デジタル田園都市国家構想についてお伺いしたいのですけれども、国のほうでは、デジタル田園都市国家構想を通じて、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進が示されております。デジタルの力で地方の個性を生かしながら、社会の課題解決と魅力向上を図り、地方と都市部の情報格差がなく、デジタルの力で地方を活気付ける、いわゆるデジタル田園都市国家構想ですけれども、この辺り、町長の執行方針の中でもテレワーク促進など地域のデジタルトランスフォーメーションの構築、行政の利便性向上、行政のデジタルトランスフォーメーションの構築推進ということで、執行方針で示されておりました。これまでの取組と今後のDXの取組について、どのように対応しているか、検討しているか

お聞かせいただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

執行方針にも書いているところがございますので、このDXの推進につきましては、大変重要な課題であると認識しております。これまでやってきたことというと、今、すぐ出すのは雑になりますが、農村部の隅々まで光ファイバーの敷設が行われたということと、各SNSを利用した媒体を利用して広報をしているという部分は、やってはいるのですが、ほかの町村あるいは都市部を見ると、まだ足りないという部分でご指摘があるかと思いますが、その点は、今後の取組というところで、手がけてはいるところではございます。

課題解決という部分では、これからどんどん取り組んでいって、省力化、それから、利便性の向上等々、進めていくということで、2点目、3点目でもお答えしている部分も取り組んでいるというところではございますが、まだ、実現していない部分が多いので、できることからやっていくということになろうかと思えます。

後ろの質問になってしまうのかもしれませんが、国の方針と、今、取り組んだほうがいいのか、後からまた変わるのではないかという部分があって、少し国の方針が定まるまで様子を見ている部分も中にはございます。今、取り組むのがいいのかどうかというところが、今、取り組んで無駄にならないかというところがある部分もありまして、そこら辺は、国の動向を見ながらということもございます。また、テレワークにつきましては、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用しての導入というものに向けても、検討を進めているところではございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

答弁にありました国の交付金の活用、こちらについてもちょうど昨日の新聞報道にもありましたけれども、隣町の幕別町で道路占有手続のオンライン化の報道がありまして、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用されるという記事が出されておりました。

この交付金を調べてみますと、1,800億円と国のほうで予算をしております、先の国会で800億円の補正がされております。ということは、このデジタル化というところで、国は、かなり力を入れる分野かと感じておりますので、是非、こちらを活用していただきたいと思っております。

その中で、答弁の中でありました人口減少や少子高齢化の対応、こちらでもデジタルの力を活用した地域の課題解決、魅力向上という答弁をいただいておりますが、この人口減少、少子高齢化について、どのようなデジタルの力というところをお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

一番は、テレワークによって場所を選ばずに仕事ができるという社会になりつつありますので、そういった環境を整えて、こちらに移住をしていただくことによって、人口減少あるいは若い世代が移住・定住していただくことにより、少子高齢化の解決に向けての取組になると考えております。テレワークだけではないのですが、生活の利便性を上げることによって、都市部との格差が小さくなれば、都市部にないものというのは、地方にはありますので、そちらの強みを活かしていけると。いくら景色が良くても、とても住むのに不自由だと、なかなか来ていただけませんが、十分生活しやすいということであれば、地方も大きな強みが活かせるのではないかと考えております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

正に、私も少し調べたところではありますが、そのテレワークを利用しながら、転職なき移住と、職場を変えないまま地方に移住しながら活躍されている事例がありまして、これについても、国家構想の推進交付金が活用されていると確認させていただいています。

また、午前中の同僚議員の質問にもありましたが、デジタル推進員だとか、その辺りでも交付金が活用されているというところがありますので、先ほどお伝えしたように、国は非常に力を入れている分野でありますので、国の構想に乗っかりながら、地域の活性化につなげていただきながら、あわよくば移住者でしたり、企業を増やししながら、町を活気付けたらいいと思います。

そうしましたら、次に、自治体DXの推進計画につきましてお伺いしますが、デジタル化による利便性向上を国民が早期に享受できるように、令和4年末を目指して原則全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続についてマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするというところで、自治体DX推進計画が定められております。一部、午前中の同僚議員の質問の中にもありましたが、これまで実施された手続でしたり、さらに、今後検討されている手続があれば、教えていただきたいと思っております。

○議長

松木副町長。

○松木副町長

マイナポータルでできる公的手続という部分では、現在、大樹町、例えば妊娠・出産、それから子育て、高齢者介護、それから防災の罹災証明の発行申請等、一応28種類が対応できることにはなっております。このうち、自治体情報システム、令和7年度標準化、共通化というのがございまして、こちらは、例えば児童手当、選挙人名簿の管理、国民年金、生活保護、就学、そういった形のものが20の業務が掲げられてございます。こちらにつきましては、現在、標準化に向けてJ-LIS、地方公共団体情報システム機構という組織の中

で、一緒に進めているわけですが、現在、大樹町としてできる公的手続が、先ほどの28。令和7年度を目処に進めているのが、これは全国共通ですが、20業務。それから、午前中の議員の回答にもありましたように、例えば、キャンプ場の予約であるとか、そういったものに関しては、独自に進んでいるというような実態でございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

行政手続のオンライン化、デジタル化というところで、次の住民票のコンビニ交付の実現に向けてというところと重なるところではありますけれども。住民票等のコンビニ交付は、自治体業務の簡素化・効率化、住民の利便性向上という意味では、重要視されていると考えております。答弁の中でも、高い行政サービスと捉えて、早い時期で導入に向けて検討を進めているというご答弁をいただきました。大樹町は、移住者が増えている状況で、いろいろな方から、住民票をコンビニで取れないのが不便だということ、いろいろなところで声が聞えております。やはり、生活環境も様々変わってきておりますし、なかなか平日、意外に近くても、役場に行けないだとか、そういった方もいらっしゃいますので、土日でしたり、時間に関係なく、住民票・印鑑証明書が取れる環境になれば、より住民ニーズが高まっていくのではないかと感じております。

この辺り、具体的に導入目処というところで、いつ頃を予定されているか、もしあればお聞かせいただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

住民票のコンビニ交付につきましては、費用対効果という部分もあるのですが、若干高くつく部分はあるのはあるのですが、それでも時代の流れですし、言われるように、うちの町は特に首都圏から移住されている方が多いということで、皆さん、働いている世代ばかりですので、なかなか役所の開いている時間に住民票を取りに、わざわざ来られないというようなこともあるので、早期に入れましょうということで、一度、私は指示をしております。その中で、担当のほうで検討した中では、先ほど言いました、その令和7年の標準化というのがありまして、この標準化のときに、今のシステム、個別に町村が住民票のシステムを持っているのですが、それを改造して、コンビニで交付できるようにしたところで、標準化のときに、もう1回やり直しになる可能性があるということで、そこが、標準化の中身が、まだ見えていないのです。はっきりまだ決まっていないところがありまして、もしかしたら、手戻りにならない可能性もあるのですが、手戻りになる可能性もあるというところでは、今回、改造した費用が無駄になる可能性もあるので、もう少しその標準化が見えるまで待ちましょうということになって、今、様子を見ているというのが、実態でございます。やることはやるという方針は、もう私は出しておりますので、やるのですが、その手戻りになるかな

らないかを見極めて、実行したいと考えているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。6期総合計画策定に向けた町民アンケートでも、行政のデジタル化への期待は、結構高まっていると思います。具体的には、窓口での受付時間が減る、インターネットでの申請により、窓口に出向くことが不要になるなどとパーセンテージも高く示されており、需要と期待が高いことが分かっております。いろいろ課題はあると思いますが、是非、実現に向けて取り組んでいただければと思います。

それと、行政サービスデジタル化に関連しまして、これも新聞報道ではあるのですが、大樹町が、デジタル庁のマイナ点検を受けるというところで一部報道がされておりました。北海道でも25市町村が対象ということで、これは、なぜ大樹町が選出されているのかというところをお聞かせいただければと思います。

○議 長

清原保健福祉課長。

○清原保健福祉課長

今回、新聞でも報道されましたマイナンバー情報の総点検で、個別データの点検対象となる自治体に大樹町が入ったことについて状況を説明させていただきます。今回の調査の対象となったのは、障がい児支援関係の事務手続についてです。7月にこども家庭庁から、十勝総合振興局を通じて、実態調査がありまして、このときの報告に一部誤りがあったため、国において、マイナンバーとの紐付けが適切な方法で行われておらず、別な人を紐付けしてしまう恐れがあると判断されまして、今回の調査対象となったものです。

実態としましては、障がい児支援の事務において、マイナンバーとの紐付けというのは、行っておりませんので、間違っただけを紐付けする恐れはありません。ただ、町民の皆さまを不安にさせてしまうことになりまして、大変申しわけなかったと思っております。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

特に、大きなトラブルがあったから大樹町が選出されたというわけではないという理解でよろしかったでしょうか。ありがとうございます。

デジタル、いろいろ質問させていただいているのですが、便利である反面、いろいろ始まったばかりの制度というところもありますし、トラブルが多い部分もあるかと思っておりますので、適正な運用に努めていただければと考えております。

次に、広報のデジタル化の検討状況です。これも午前中の同僚議員からの質問にありまして、LINE等の情報発信を積極的に考えているというご答弁をいただきまして、これは、

そのように進めていただきたいと思います。これも、第5期総合計画と照らし合わせて見させていただいたのですが、第5期総合計画の中では、広報広聴の充実として、広報たいきの内容充実、あと、ご答弁にありましたホームページ等、スマートフォン、タブレットからも閲覧できるように情報提供の推進を図っておられたと思います。

これまでの広報、そういった広報たいきでしたり、タブレットを通じて、ホームページを通じてというところだと思うのですが、例えば、ホームページのアクセス状況でしたり、広報の改善でしたり、そういった何か広報に対して改善すべき点でしたり、町独自で調べた点があるかどうかお伺いできればと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

ホームページのアクセス状況という部分につきましては、毎月どのページにアクセスしているかという部分については、こちらでは資料を作成して、状況の把握はしているところなのですが、それについての何か表に出していることはございませんで、私どものほうで、どのページにアクセスしているかというのは、逐一状況は把握しているといえます。

また、広報紙の改善という部分につきましては、特段、外部からの意見をもらっていることはございませんが、私どものほうでは、字体の文字を少し大きくして、高齢者でも見やすくするとか、あとは、手に取って見てもらうためにも、写真を多く広報紙の紙面に取り入れているとか、そういったことで、皆さんに見て、読んでもらうということを心がけているところでございます。

以上です。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。アンケートの結果を見ますと、やはり広報紙でしたり、防災無線を聞いて、町の情報を仕入れているという方の意見が多かったです。よく大樹町の、例えば何かイベントというか、政策等をやるときに、何に載せましたとなると、やはり、全て重要なことは広報たいきに載っているかと思いますが、意外というか、広報に載せたからオーケーという感触も若干あるのかという感じもしております。広報たいきプラス、ホームページでの情報発信というところであるかと思うのですが、意外とやはり、広報を見ていない方もいるのではないかというところで、それはそれで、見ていない方が悪いというのも一つかもしれないのですけれども、広報に載せたから、皆さん分かっただろうという感覚もまた違うのかなというところもあると思うのです。全員が全員、やはり広報を配ったからといって見ているわけではないと思いますので、次の質問と重なる、関連する部分もあるのですが、社会属性に合わせたセグメント配信、LINE等を活用するというところでご答弁をいただきましたが、本当に、もしかすると情報への過保護というところもあるかもしれないので

すが、町が伝えたい情報については、皆さんに伝わるように工夫がやはり必要かなというところは感じておりますので、是非、取組を進めていただきたいと思いますのですが。これは、具体的にもう町でのLINE、IDの取得だとか、その辺り、どれぐらい状況が進んでいるかお聞かせいただければと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

LINEの導入の件でございますが、現在、役場内部でLINEの導入に向けて検討をしているところで、IDの取得については、もう公式IDを取得しているところでございます。LINEのプランとしては、地方公共団体プランというのがありまして、無料で使えるという部分もありますので、そういうプランを活用して、運用も大事ですので、どのような運用方法をしていくかというところを現在、検討しておりまして、特に、発信するにあたって、料金がかかるというわけでもありませんし、予算が伴うという部分でもありませんので、運用方針が固まり次第、早めに活用していきたいと考えているところでございます。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

そうですね、やってほしいと言いながら、やはり運用の部分では課題が多いかというところは感じております。職員の方がやれることも限られていると思いますので、その辺りは、優先順位をつけながらということはあると思うのですが。

そこで、運用のところ、一つ、地域起こし協力隊だとか、地域活性化企業人の活用というのはどうかと考えております。職員の方が何でもかんでもやるとなると、難しいというところも感じておりますので、そういった、これも国で用意している制度ですので、どんどん活用していただければと思うのですが。これも調べていくうちに、8月28日全国市町村サミットというのがあったみたいですが、これが大樹町の方が参加しているか分からないのですが、このサミットの中でも、地域起こし協力隊について拡大していくというところ、1万人に増やすという方針が出されたようです。協力隊につきましては、町に実質的な負担がなく、ほかの町については、数十人入れている町もあるとお聞きしております。個人的には、入れないメリットはないのかなというところ、人の力を借りるというか、マンパワーの補充という部分も含めて、入れないメリットはないのかなという部分は感じております。協力隊もそうですし、広報の分野だとか、専門分野でいけば、地域活性化企業人というのですか、大樹町でいけば、日本旅行だとか、そういった活用、ほかの分野での専門的な企業の受け入れ、そういったところも検討してはどうかと考えておりますが、町長のお考えをもしよろしければお聞かせいただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

言われるように、地域起こし協力隊は非常に有効な制度でありまして、私どもも積極的に活用しておりまして、何十人というわけではありませんが、現在は10人近く、今、協力隊の方、あるいは企業人の方、そして、地域プロジェクトマネージャーという制度を活用しております。今後も、必要に応じて、どんどん募集していきたいと思っております。

ただ、地域起こし協力隊の方は年限が限られておりますので、3年という期限がありますから、その後どうするのだということを、ある程度考えていかなければならないと思っております。自分でこういったことで地域に根ざしていきたいという提案があって、採用するという場合もありますし、うちで、こういうことをお願いしたいのだということで、担ってほしいのだという部分で来ていただくこともあるのですが。担っていただいて、こういうことをして欲しいのだよねといったときに、3年後、では、どうなるのですかというところがありますので、その辺が、全てが全て、ここ大樹にそのままどこかに就職して、あるいは、自分で起業して住んでいけると限ったものではありませんが、そこがうまくいかなくて、違うところに行かれるということはあるのはしょうがないと思うのですが、一応、町としては、その3年後に住んでいけるような道筋があるようなことで考えていきたいと思っております。今のところ、何十人もというところまでは、広がっていないところではありますが、その3年後のことも考えながら募集をしたいと思っております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

なかなか3年後の保障という部分では、いろいろ課題があるかもしれないですけども、そういった3年後も大樹に根ざして生活したり、活躍してくれるような環境づくりも必要かと思っております。そういった意味で、より積極的に利用できる制度は利用していただきたいと思っております。

次に、雇用関係についてお伺いいたします。

マッチングサイトの件もそうなのですが、5期総合計画の中で、雇用機会の拡大・促進として、高齢者雇用の機会拡大及び男女共同参加に伴う雇用条件、職場環境整備促進が示されておりましたが、この辺り、どこまでどういう成果が得られているのか、まだ5期が終わったわけではないのですが、現時点での成果と今後、6期総合計画にどのような対応を考えているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

雇用関係につきましては、まず、季節労働者対策としまして、冬期間仕事のない方を対象に、町としてもその方の就労確保をするということでの事業促進に取り組んできたという

経緯もございます。あと、様々な資格取得に対する部分に対して、南十勝のそういう季節労働者の協議会への負担金ですとか、あと、各事業所で加入している退職掛金の助成などを町のほうで行ってきたというところがございます。第6期に向けて、それらも継続するとともに、雇用の確保に努めていくという内容で今、協議を進めているところがございます。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

これまでの雇用の機会の継続、6期に向けて進めるというところですが、若者でしたり、女性雇用の関係での整備だとか政策があまりないのではと感じておりますが、この辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

若者、女性の雇用についてというところがございますが、いずれの世代においても、人不足というところは顕著になってきておまして、人を雇いたい、なかなか人がいないと。農業に至っては、あるいは雪印もそうですが、日本人では、なかなか雇用が確保できないので、外国人の方をお願いをしているという状況もございまして、なかなか十分な労働力が確保できていないのが状況かと思っているところがございます。

それは、女性に関しても、昨今の、先ほどの学童保育所ではありませんが、多くの方が、ほとんどの方が働いている奥様といいますか、女性の方が多という状況でありまして、なかなか女性の労働力もまだ足りないということでもあります。雇用と、それから労働者のマッチングがなかなかうまくいっていないという部分は、雇用条件にもあるのかなと、機会だけではなくて、コスモールのところに張り紙とかをしていて、見ることは見ているのだろうと思うのですが、賃金単価が合わないとか、あるいは雇用条件が合わないとか、時間帯が合わないとか、そういったことのもismatchといいますか、条件が合わないというところもかなり多いのかとは、思っております。

○議長

播間章浩君。

○播間章浩議員

企業と人がマッチングしていない状況というのは、いろいろなところでお伺いしておりますし、今、ご答弁にありましたコスモールに一部、張り紙等をして募集をしている会社もありますが、なかなか張りっぱなしの状況というか、情報の更新もできていない状況もあるのかなというところもあります。町独自のマッチングサイトが、私は必要ではないかと思っております。職を探す環境、探している人と求めている企業がマッチングできていない。そのコスモールにあるところ、例えば、商工会の会員でないと掲載できないだとか、そういったところもありますし、一次産業でも、人が足りないというところは、いろいろなとこ

ろで声は聞えております。他市町村、十勝管内でも、浦幌町でしたり、芽室町のほうで、独自に求人サイトを運営してやっております。

実際、中身を見させていただくと、求人というのもそうなのですが、やはり、その求人サイトを通じながら、町の魅力発信というか、そういったところも行っておりますので、非常に魅力的だなというところなんです。ほかの人から、町内の人のマッチングというのもそうなのですが、町外の方が、大樹町に来ようと検討していただいている中で、魅力的なサイトがあれば、より後押しになるのかと、不安が和らぐのかという感覚がありますので、いろいろな課題はあるかもしれないのですが、進めていただきたいと思っております。

この後、ランニングコストの部分、管理運営などで、やはりコストがかかって課題があるというところなのですが、仮に、大樹町で難しければ、例えば、隣町の幕別町、広尾町、更別町、南十勝の広域でやってみるだとか、南十勝の情報発信、魅力発信という意味でもどうかと思っているのですが、この辺りはどうですか、難しいでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

南十勝には、南十勝夢街道プロジェクトという協議会というのがございまして、広尾町、大樹町、更別町、中札内村、一部忠類も入っているのですが、そういったところで協議会というのを各町の企画が中心となってやっております、南十勝の観光情報などをつくっていきたく思いますので、そういったところで考えられるかもしれません。運用方法は、実際、企業の求人、あるいは個人が仕事を探しているという情報をどのように載せるか、いちいち事務局に依頼して、事務局が載せるという、大変かと思っておりますので、自分でどんどん書き込んでいって、チャットのような感じでいけるような仕組みがあると思うのですが、そのフレームだけ用意しておけば、その南十勝夢街道は、南十勝のいろいろな情報発信だとか、魅力発信だとか、ふるさと納税の情報だとかということは管理するけれども、その雇用の関係は、どんどん自由にやれるようなものがあれば、面白いと、ふと思ったのですが、そういうあまりメンテナンスが要らないような、あとは自由にやりますよというものがないかなとは思ったので、その辺、担当に何か情報がないか調べてみたいと思います。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。是非、町の魅力発信という意味でも、あと、企業・事業者の求人、人不足、そういったところをマッチングさせる仕組みについてご検討いただきたいと思います。

それで、最後に今回、5期総合計画における地域情報化の充実、行政手続のデジタル化、あと、広報関係と雇用関係に触れさせていただきましたが、5期総合計画を見ながら、現時点で、どこまで何が、成果が得ているのかというのが、なかなか調べていても分かりにくい

ところが結構ありました。

そこで、行政評価、その辺りというのは、公表されてなかったように思うのですが、この辺り、今後、公表だとか、6期に向けて、今後、パブリックコメント等が始まっていくと思うのですが、やはり、計画と成果が分からなければ、意見の出しようもないところもあるのかと思いますが、この行政評価の公表についてお伺いできたらと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

第5期総合計画の自己行政評価という部分でございますけれども、第6期総合計画を策定するにあたりまして、第5期の、本来であれば、令和5年度までが第5期の終了時点なのですが、令和4年度末時点で、内部評価、自己評価を行っております。そこは、ホームページ上とかに出ているか、出ていないかというのは、私も現在、把握はできていないのですが、もし、ホームページに公開していないという状況でありましたら、その部分は公開をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

ありがとうございます。それぞれ、前向きなご答弁をいただいたと感じております。今後、住民ニーズに応じていただきながら、住民が暮らしやすいまちづくりに取り組んでいただきたいと思っております。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、一般質問を終わります。

◎休会の議決

お諮りします。

議事運営の都合により、明日、9月8日は休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日、9月8日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣言

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

よって、本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時39分

令和5年第3回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月15日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 決算審査特別委員会報告
- 第 3 認定第 1号 令和4年度大樹町一般会計決算認定について
- 第 4 認定第 2号 令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
- 第 5 認定第 3号 令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 4号 令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 5号 令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 6号 令和4年度大樹町水道事業会計決算認定について
- 第 9 認定第 7号 令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 第10 認定第 8号 令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定について
- 第11 発委第 3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第12 発委第 4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 第13 議員派遣について
- 第14 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	黒川豊
副町長	松木義行
総務課長	吉田隆広

総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢巖則
企画商工課参事	菅浩也
住民課長	水津孝一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清原勝利
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
保健福祉課参事	明日見由香
農林水産課長兼町営牧場長	松久琢磨
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥純一
会計管理者兼出納課長	楠本正樹
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧田譲

<教育委員会>

教 育 長	沼田拓己
学校教育課長兼学校給食センター所長	井上博樹
社会教育課長兼図書館長	梅津雄二

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀内和夫
農業委員会事務局長	瀬尾裕信

<監査委員>

代表監査委員	北林博美
--------	------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	佐藤弘康
係 長	木田悟史

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

8番 西田輝樹君
9番 安田清之君
10番 志民和義君

を指名いたします。

◎日程第2 決算審査特別委員会報告

○議長

日程第2 決算審査特別委員会報告を行います。

去る9月5日の本会議において、決算審査特別委員会に付託した、認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、菅敏範君。

○菅決算審査特別委員長

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和5年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

委員会開催日は令和5年9月11日から14日まで。

事件及び審査の結果、付託事件は、認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定についてまでの8件であり、本委員会における審査の結果は、8件全て認定であります。

以上、配付したとおり、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議長

これをもって、委員会報告を終わります。

なお、決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されて

いますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 認定第1号

○議 長

日程第3 認定第1号令和4年度大樹町一般会計決算認定について討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第4 認定第2号

○議 長

日程第4 認定第2号令和4年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定
について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第5 認定第3号

○議 長

日程第5 認定第3号令和4年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第3号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第6 認定第4号

○議 長

日程第6 認定第4号令和4年度大樹町介護保険特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第4号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第7 認定第5号

○議 長

日程第7 認定第5号令和4年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第5号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第8 認定第6号

○議 長

日程第8 認定第6号令和4年度大樹町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第6号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 認定第7号

○議 長

日程第9 認定第7号令和4年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第7号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第10 認定第8号

○議 長

日程第10 認定第8号令和4年度大樹町下水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第 1 1 発委第 3 号

○議 長

日程第 1 1 発委第 3 号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

経済常任委員会委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第 3 号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書については、北海道町村議会議長会並びに北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から意見書提出の要請を受け、9 月 7 日に委員会を開催して審査した結果、森林整備の推進は重要であり、本町の林業・木材産業に深く関わりがあるものと判断し、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、地方自治法第 1 0 9 条第 7 項及び会議規則第 1 3 条第 3 項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2 0 5 0 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負担の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの

優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の贈与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てであります。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議 長

委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり採択とすることに決しました。

◎日程第12 発委第4号

○議 長

日程第12 発委第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

経済常任委員会委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については、北海道町村議会議長会から要請を受け、9月7日に委員会を開催して審査した結果、本町においても、高規格幹線道路の早期開通をはじめ、自然災害による交通障害、道路施設の老朽化、冬期除排雪費用などの問題を抱えているため、長期安定的な道路関係予算の確保や道路整備・管理の充実は重要であると判断し、全会一致で「採択すべきもの」と決しましたので、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を活かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子ども達の安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣 宛てであります。

以上、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択するものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、報告のとおり採択とすることに決しました。

◎日程第13 議員の派遣について

○議 長

日程第13 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配布したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配布したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま、議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長一任としていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第14 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和5年第3回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分